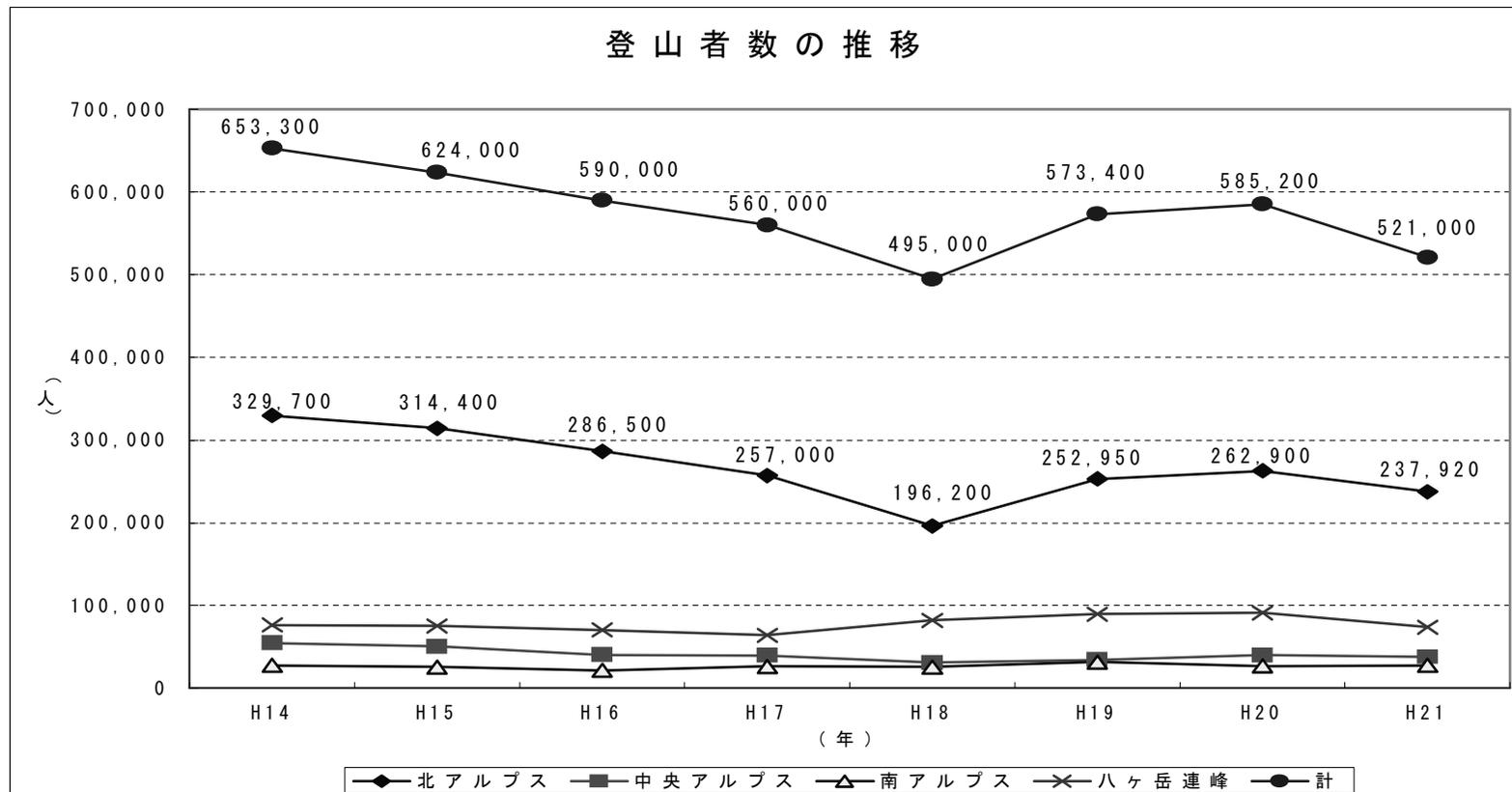


長野県の山岳遭難データ (1) 登山者数の推移

(人)

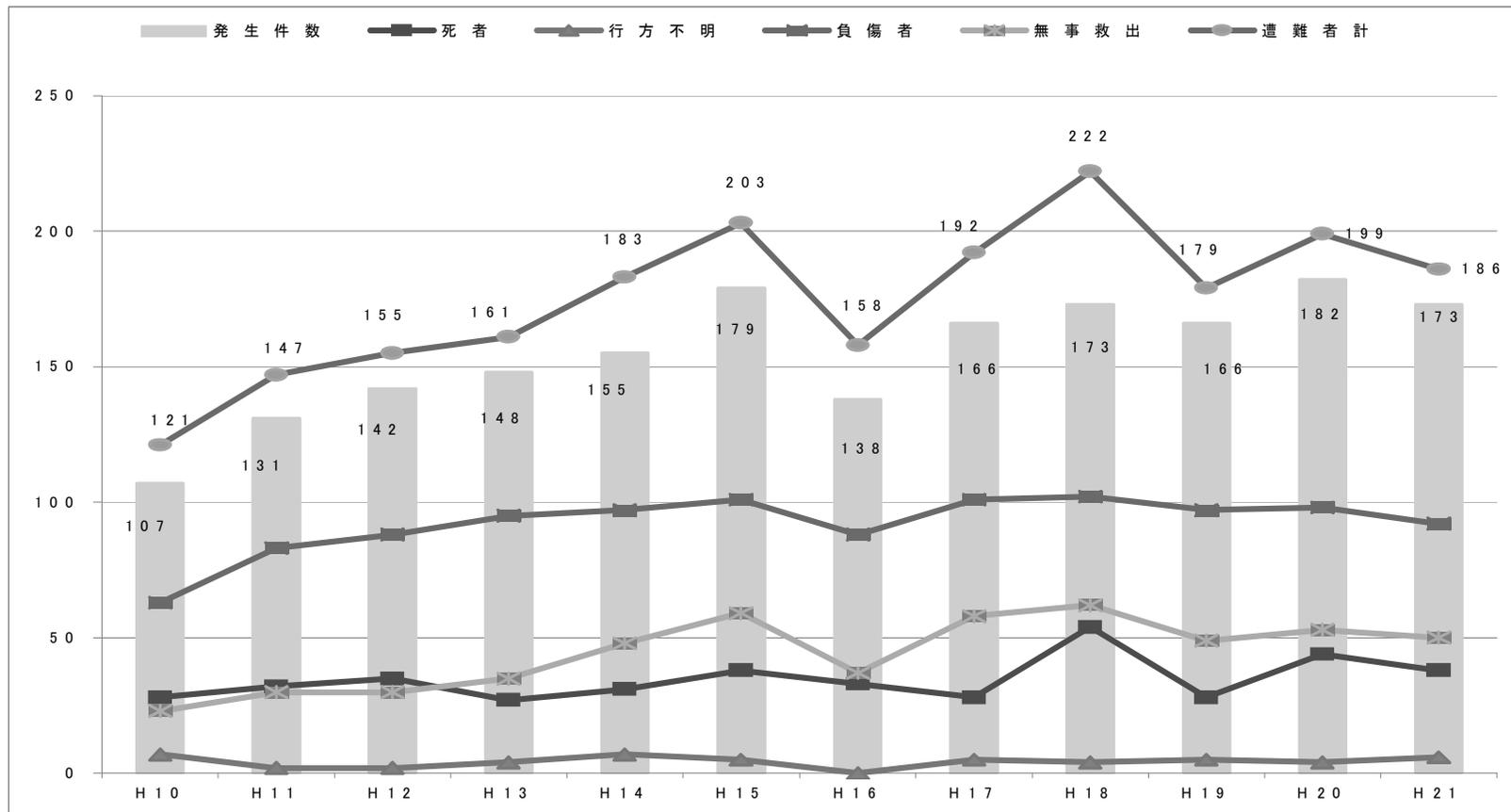
山系		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
北アルプス	槍・穂高連峰・常念山系	173,600	175,850	164,000	149,800	117,550	157,150	164,250	156,650
	後立山連峰	156,100	138,550	122,500	107,200	78,650	95,800	98,650	81,270
	計	329,700	314,400	286,500	257,000	196,200	252,950	262,900	237,920
中央アルプス		54,500	50,400	40,500	39,300	31,200	34,200	40,050	37,770
南アルプス		27,600	25,600	21,300	26,400	25,750	31,350	26,830	27,260
ハヶ岳連峰		76,200	75,300	70,400	64,000	82,200	89,300	90,900	73,500
その他		165,300	158,300	171,300	173,300	159,650	165,600	164,520	144,550
計		653,300	624,000	590,000	560,000	495,000	573,400	585,200	521,000



(2) 山岳遭難件数の推移

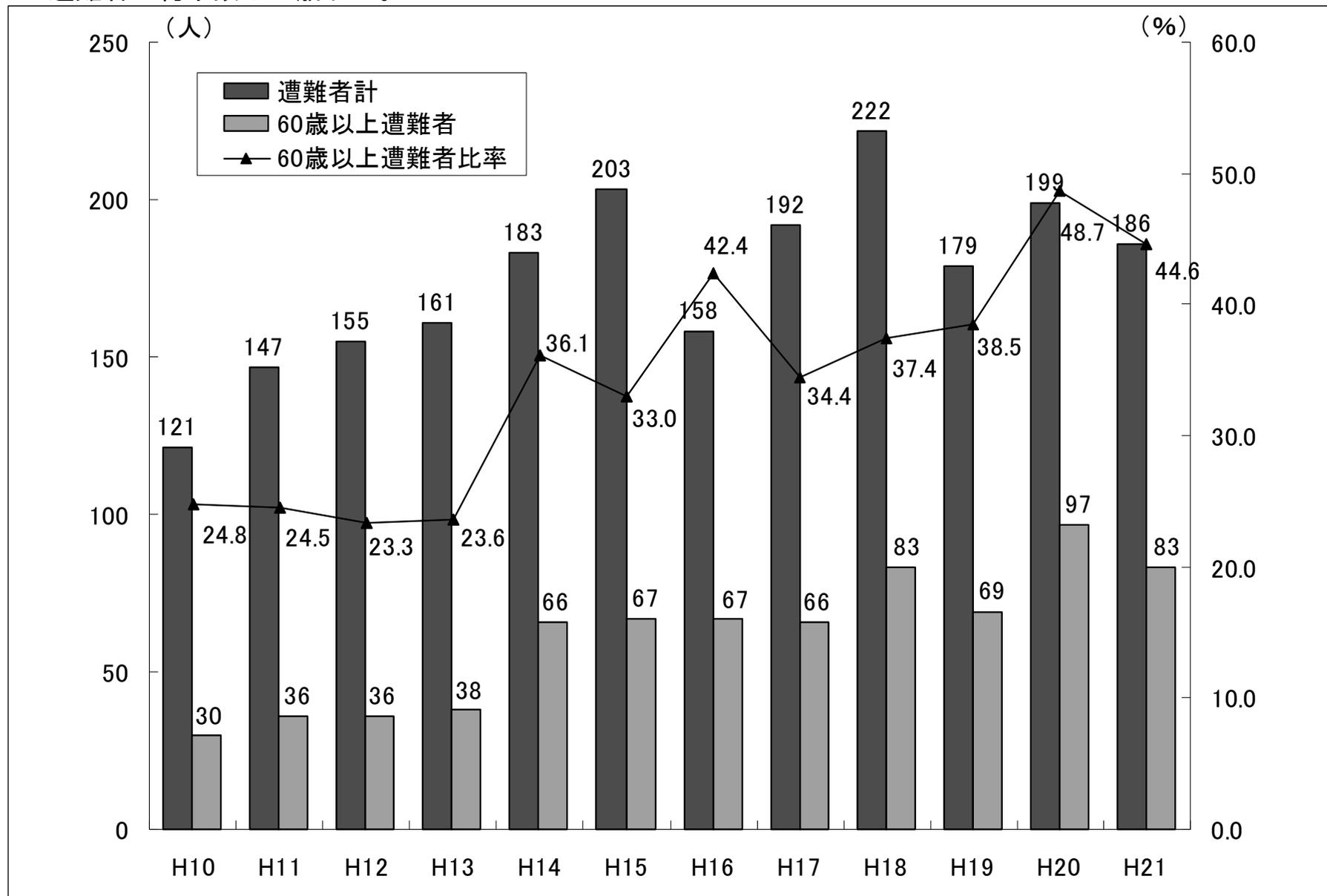
(人)

年	発生件数	死者	行方不明	負傷者	無事救出	遭難者計
H10	107	28	7	63	23	121
H11	131	32	2	83	30	147
H12	142	35	2	88	30	155
H13	148	27	4	95	35	161
H14	155	31	7	97	48	183
H15	179	38	5	101	59	203
H16	138	33	0	88	37	158
H17	166	28	5	101	58	192
H18	173	54	4	102	62	222
H19	166	28	5	97	49	179
H20	182	44	4	98	53	199
H21	173	38	6	92	50	186



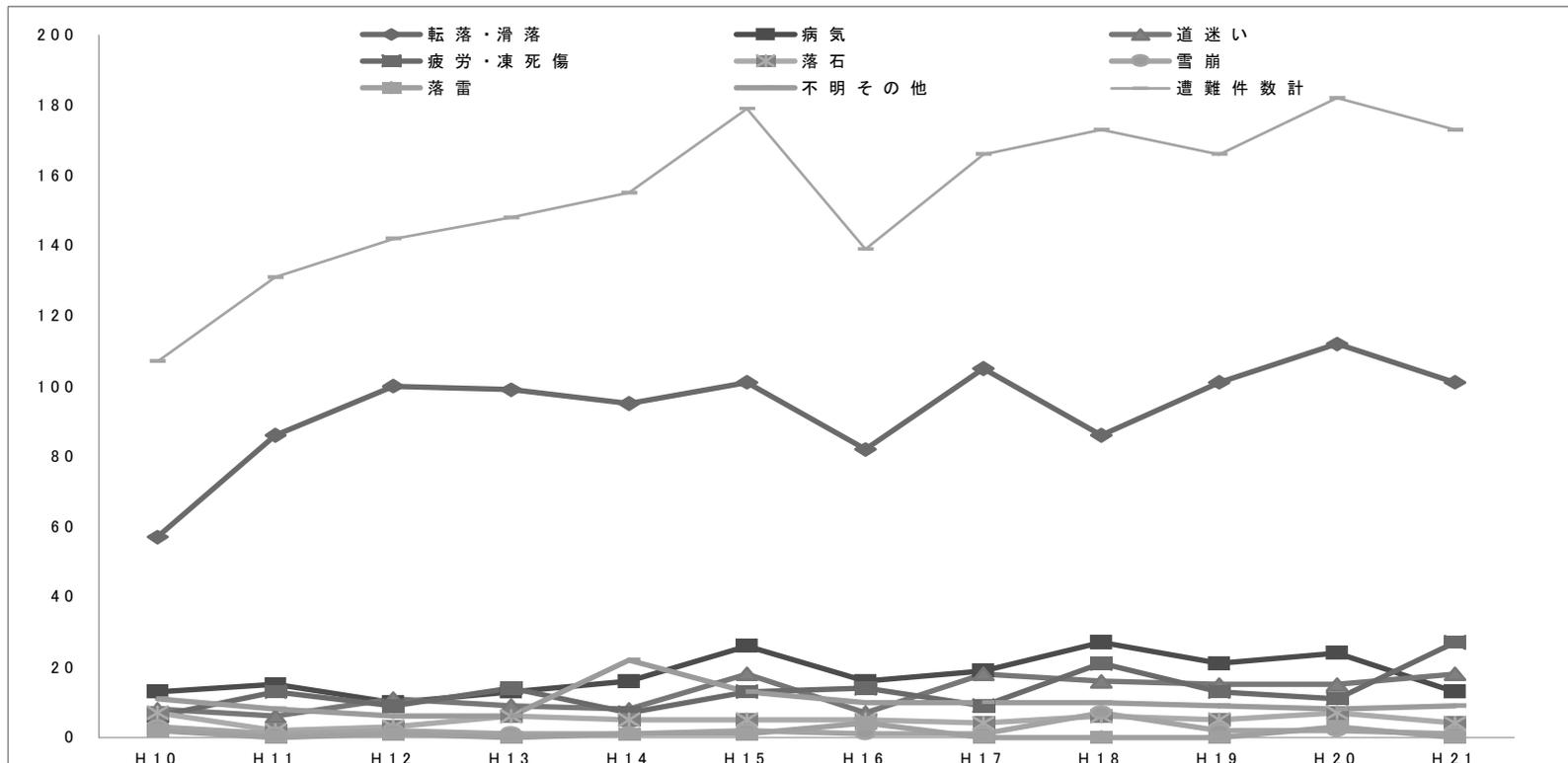
(3) 山岳遭難に占める60歳以上の者の割合

■ 遭難者の約半数は60歳以上。



(4) 遭難原因の状況

年	(件)									遭難件数計
	転落・滑落	病気	道迷い	疲労・凍死傷	落石	雪崩	落雷	不明その他		
H10	57	13	8	6	7	3	2	11	107	
H11	86	15	6	13	2	1	0	8	131	
H12	100	10	11	9	3	2	1	6	142	
H13	99	13	9	14	6	1	0	6	148	
H14	95	16	8	7	5	1	1	22	155	
H15	101	26	18	13	5	2	1	13	179	
H16	82	16	7	14	5	1	4	10	139	
H17	105	19	18	9	4	1	0	10	166	
H18	86	27	16	21	6	7	0	10	173	
H19	101	21	15	13	5	2	0	9	166	
H20	112	24	15	11	7	2	3	8	182	
H21	101	13	18	27	4	1	0	9	173	
H19構成比	60.8%	12.7%	9.0%	7.8%	3.0%	1.2%	0.0%	5.4%	100.0%	
H20構成比	61.5%	13.2%	8.2%	6.0%	3.8%	1.1%	1.6%	4.4%	100.0%	
H21構成比	58.4%	7.5%	10.4%	15.6%	2.3%	0.6%	0.0%	5.2%	100.0%	

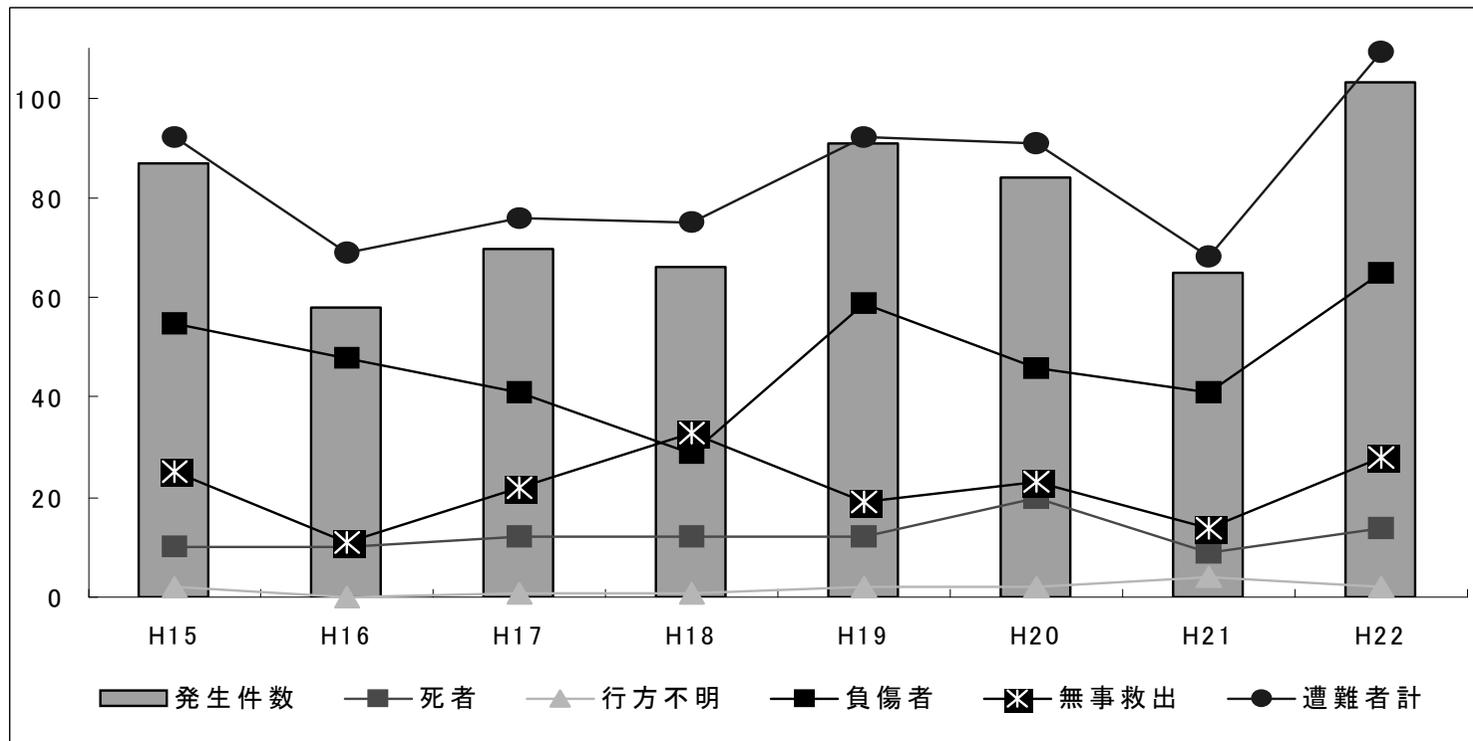


(5) 夏山（7月～8月）遭難の状況

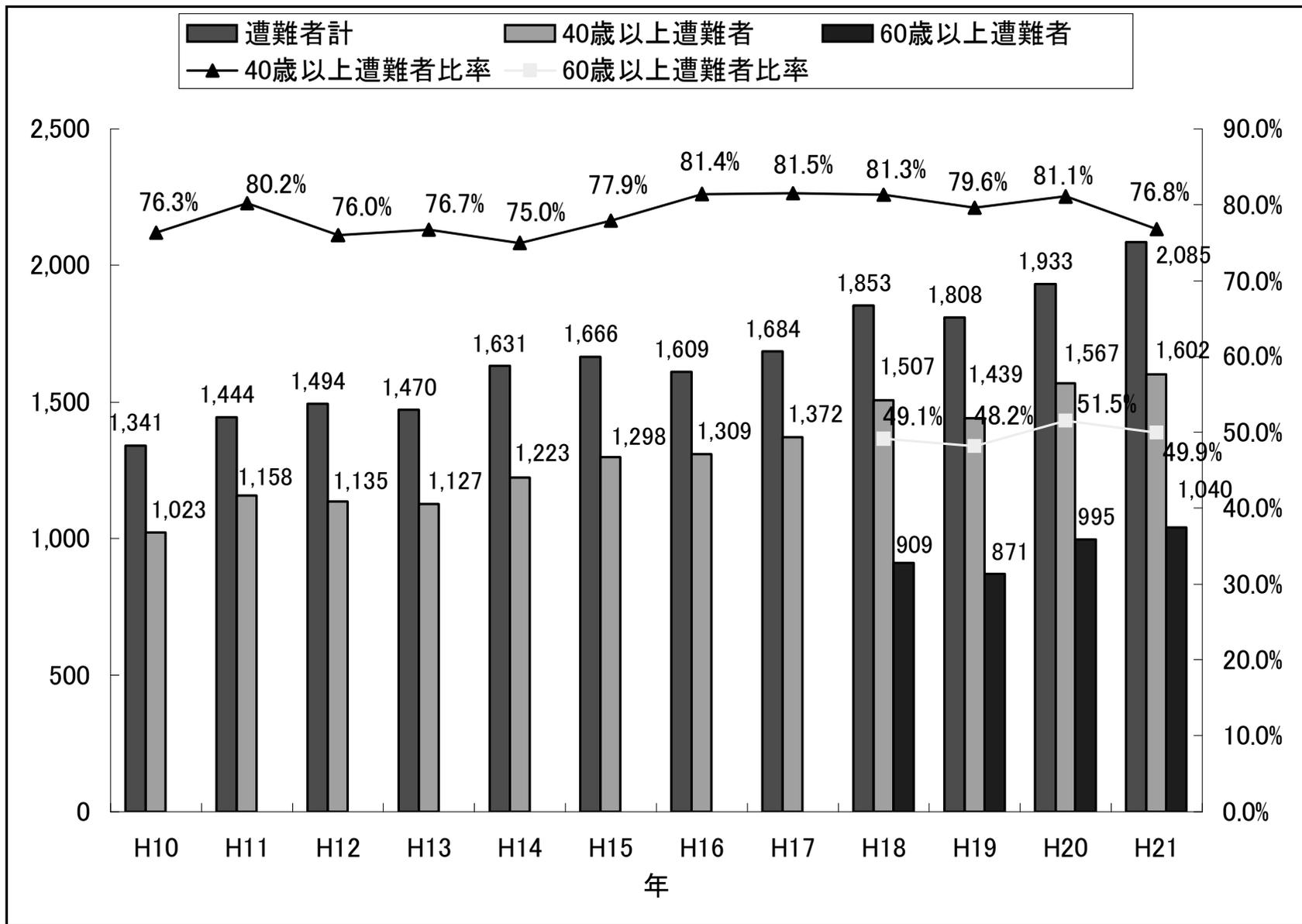
※平成22年夏山遭難は、件数、遭難者数共に統計開始（S29）以来、過去最多。

（人）

年	発生件数	死者	行方不明	負傷者	無事救出	遭難者計
H15	87	10	2	55	25	92
H16	58	10	0	48	11	69
H17	70	12	1	41	22	76
H18	66	12	1	29	33	75
H19	91	12	2	59	19	92
H20	84	20	2	46	23	91
H21	65	9	4	41	14	68
H22	104	14	3	65	28	110

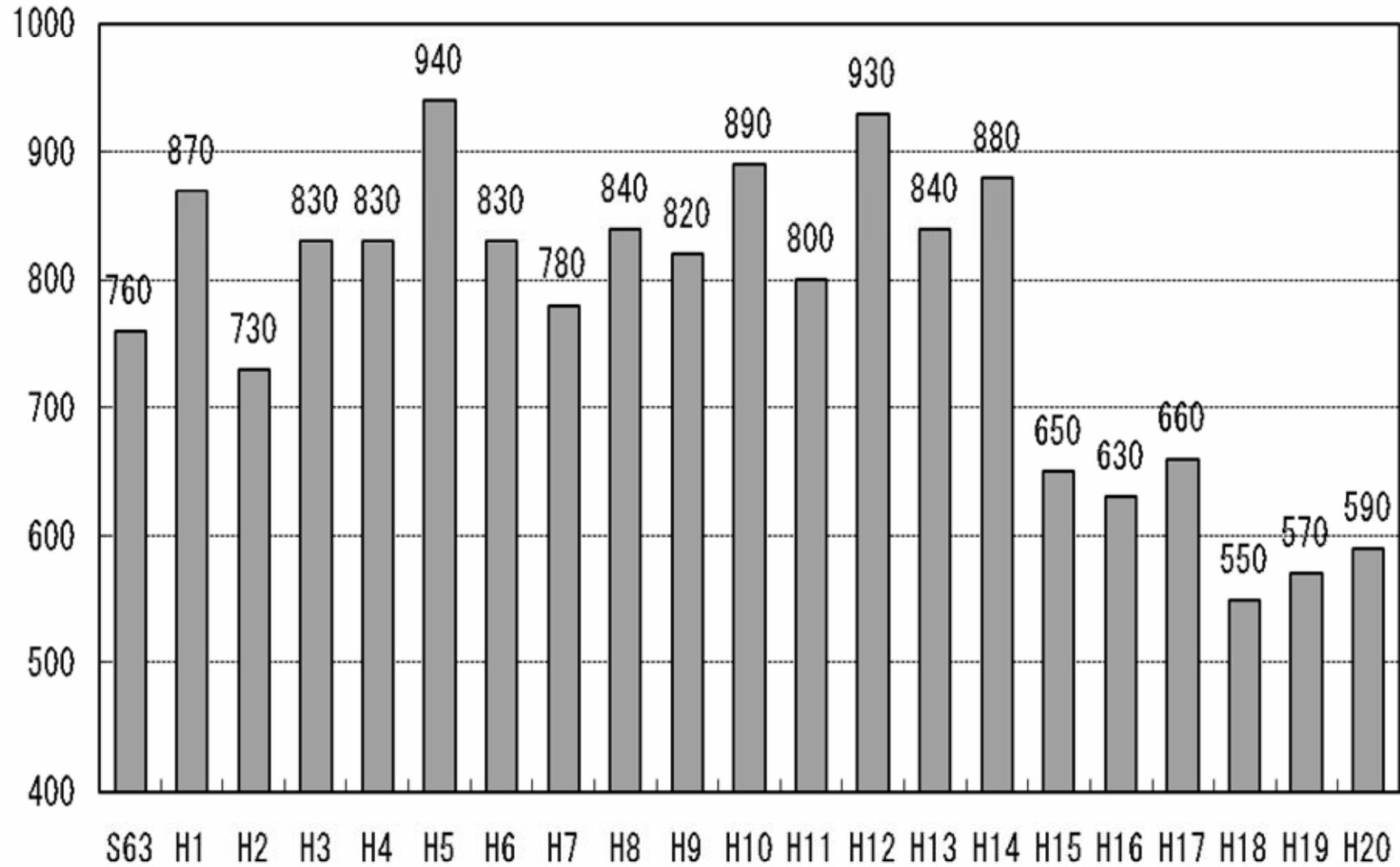


全国の山岳遭難データ(警察庁資料)



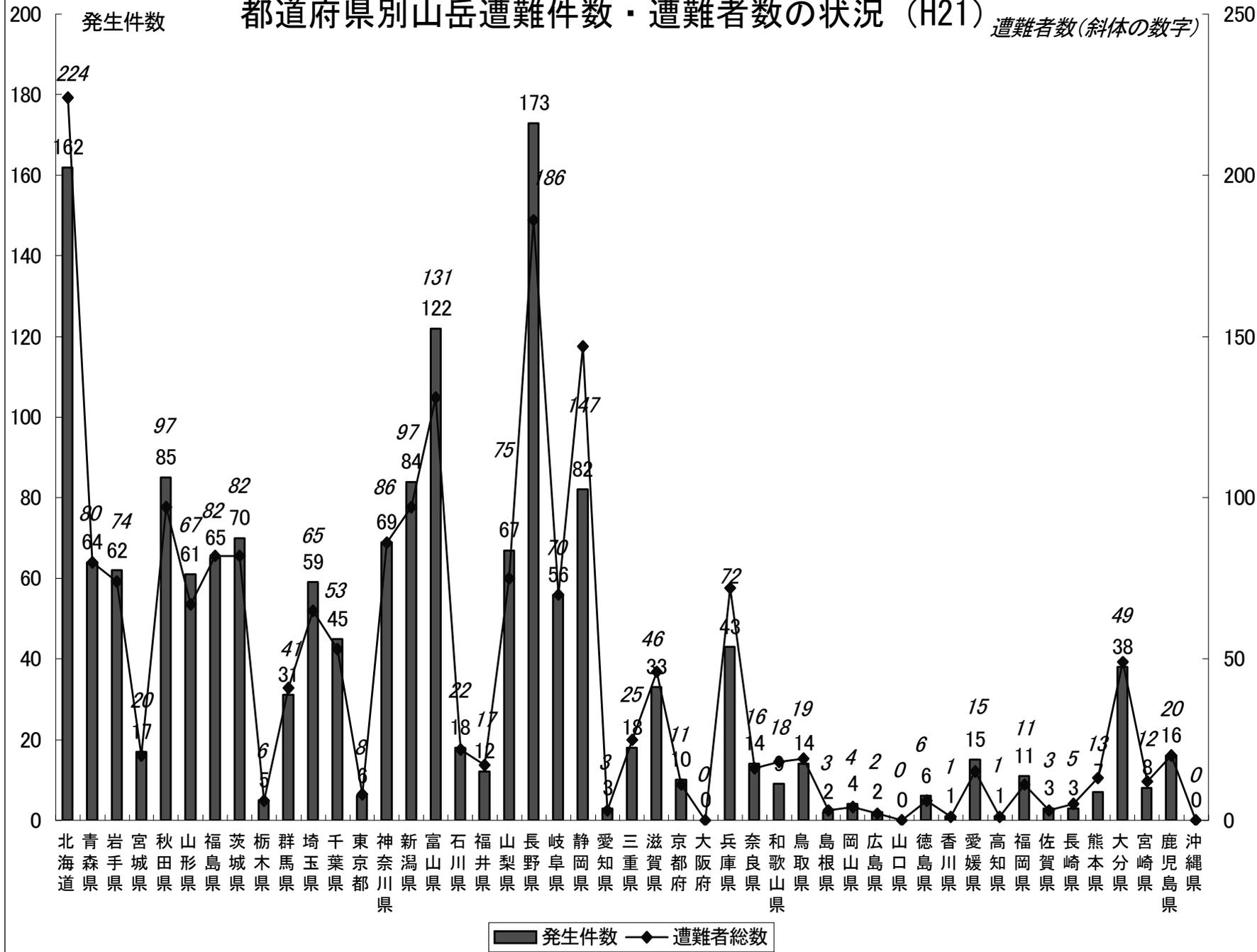
全国の登山人口の推移（レジャー白書2009より）

(万人)

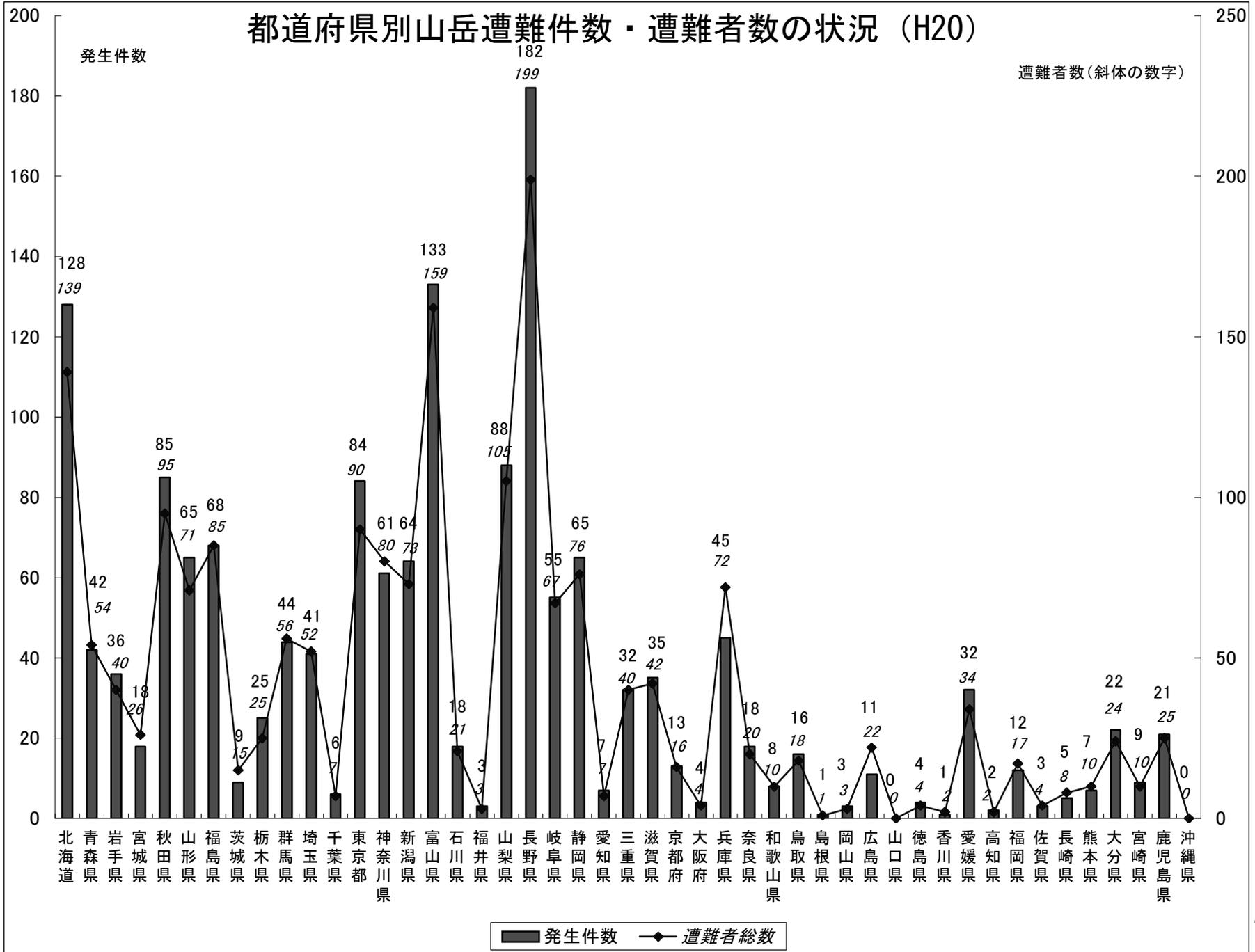


都道府県別山岳遭難件数・遭難者数の状況 (H21)

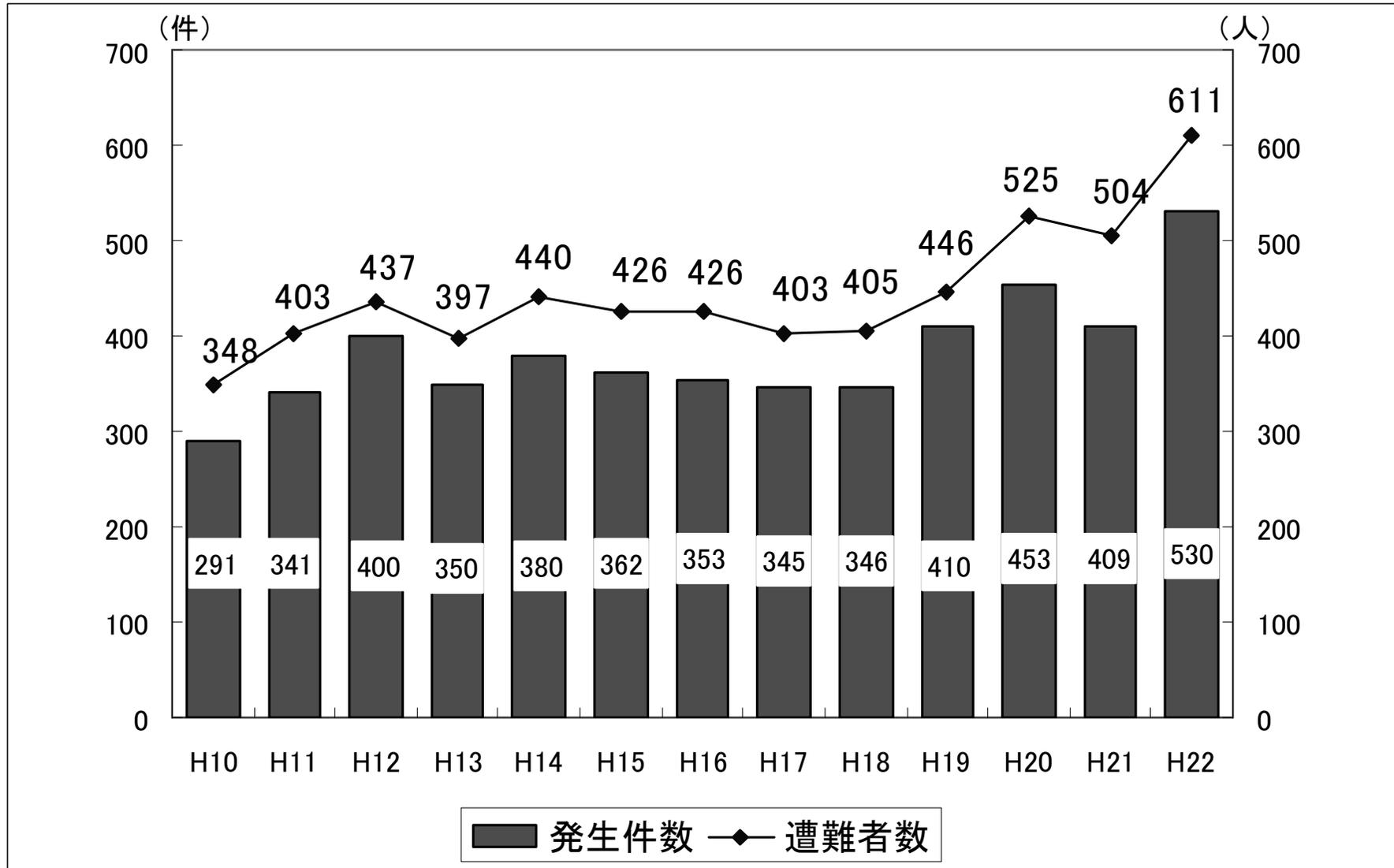
遭難者数(斜体の数字)



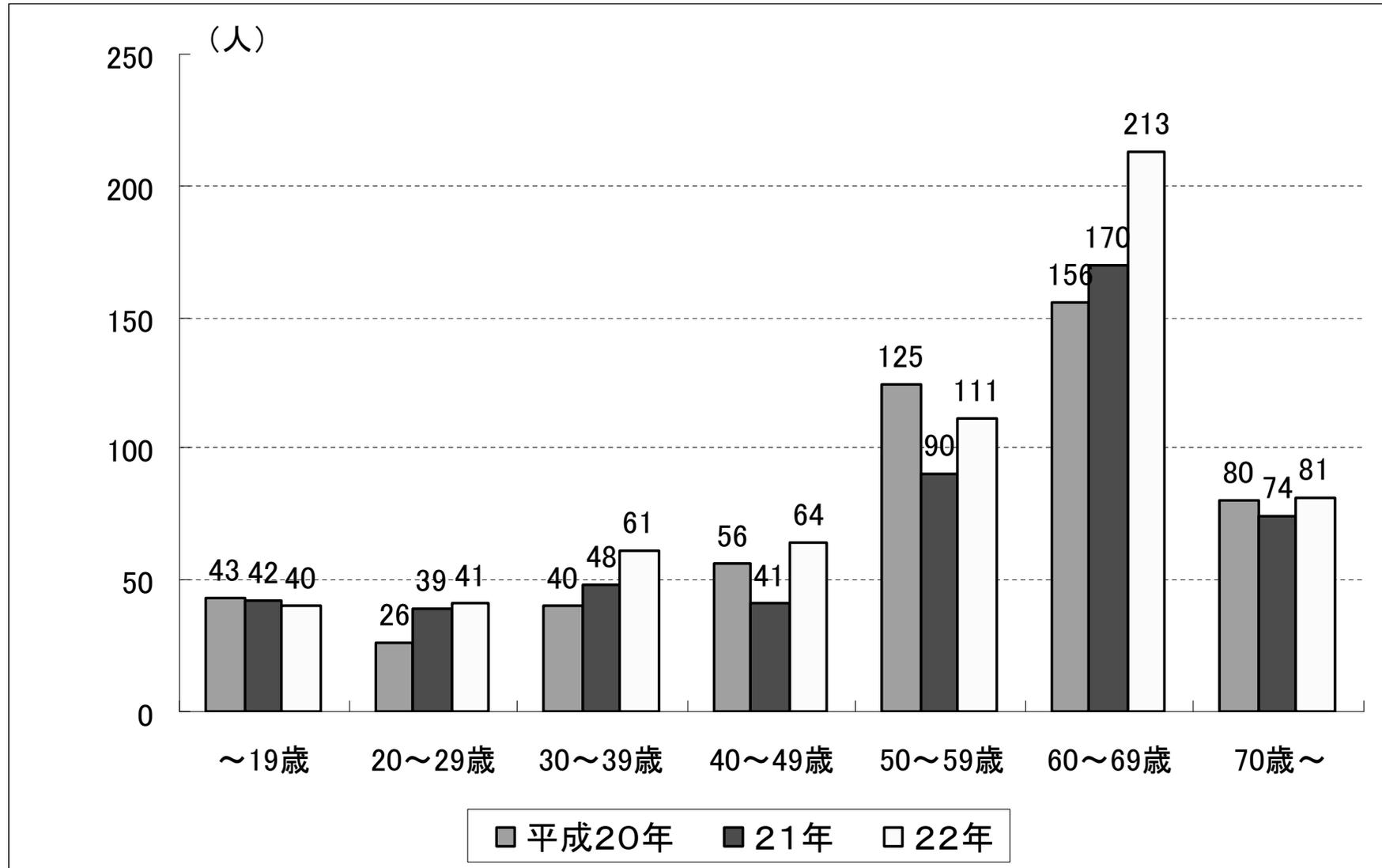
都道府県別山岳遭難件数・遭難者数の状況 (H20)



全国の夏山（7月～8月）における山岳遭難件数・遭難者数の状況



全国の夏山（7月～8月）における年齢別山岳遭難者数の状況

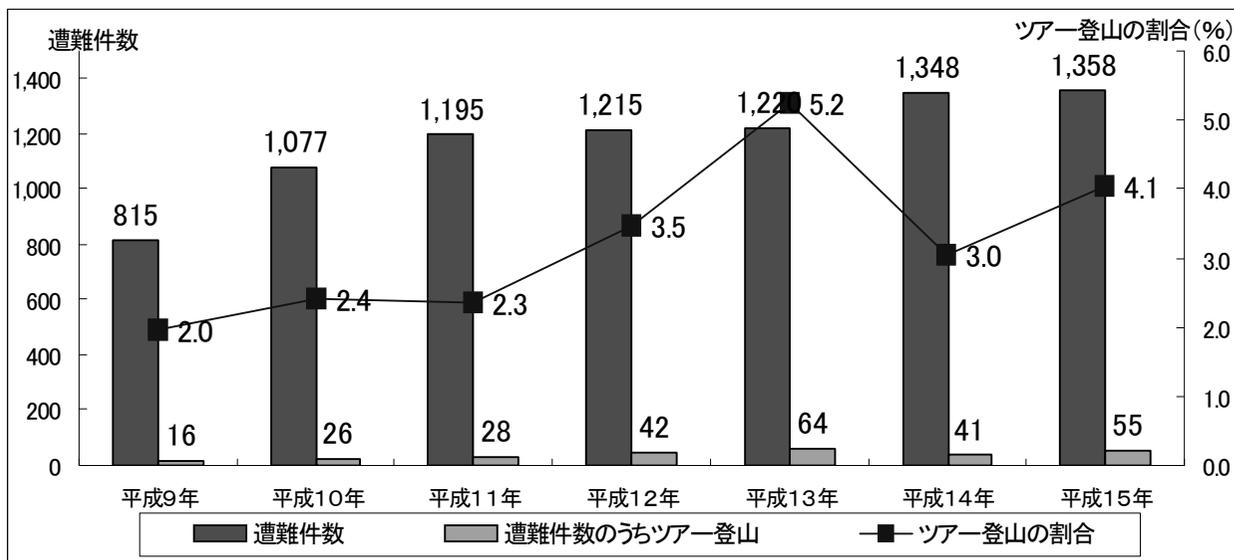


山岳遭難におけるツアー登山の状況について

全国

区分	遭難件数		左のうちツアー登山	
	A (件)	B (件)	B/A (%)	
平成9年	815	16	2.0	
平成10年	1,077	26	2.4	
平成11年	1,195	28	2.3	
平成12年	1,215	42	3.5	
平成13年	1,220	64	5.2	
平成14年	1,348	41	3.0	
平成15年	1,358	55	4.1	

16年以降データなし。警察庁統計資料

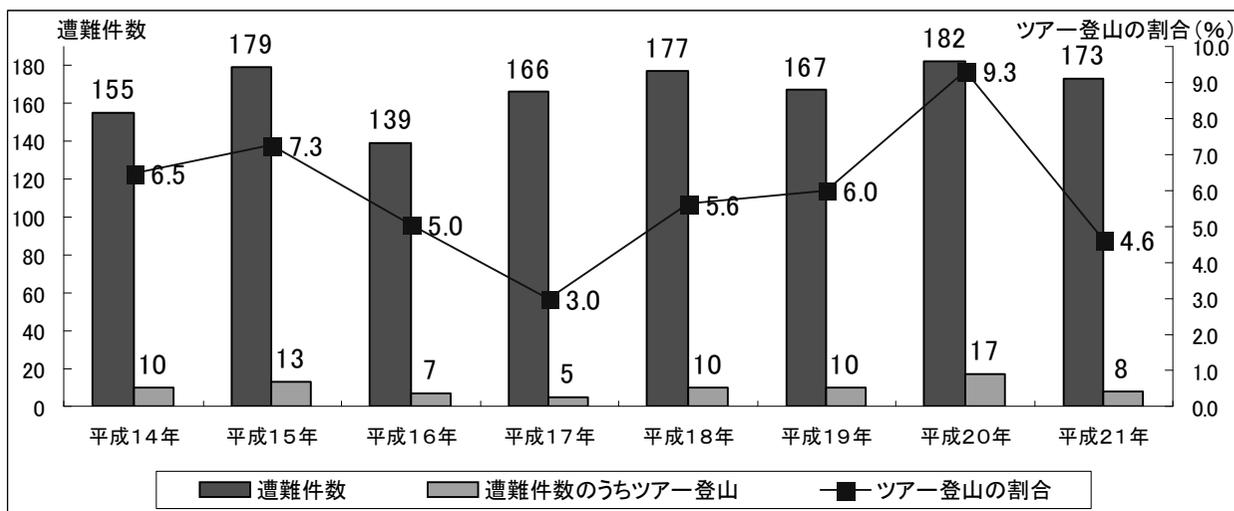


長野県

区分	遭難件数		左のうちツアー登山	
	A (件)	B (件)	B/A (%)	
平成14年	155	10	6.5	
平成15年	179	13	7.3	
平成16年	139	7	5.0	
平成17年	166	5	3.0	
平成18年	177	10	5.6	
平成19年	167	10	6.0	
平成20年	182	17	9.3	
平成21年	173	8	4.6	

13年以前データなし。長野県警察本部山岳遭難統計。

ツアー登山にはガイド付き登山含む。



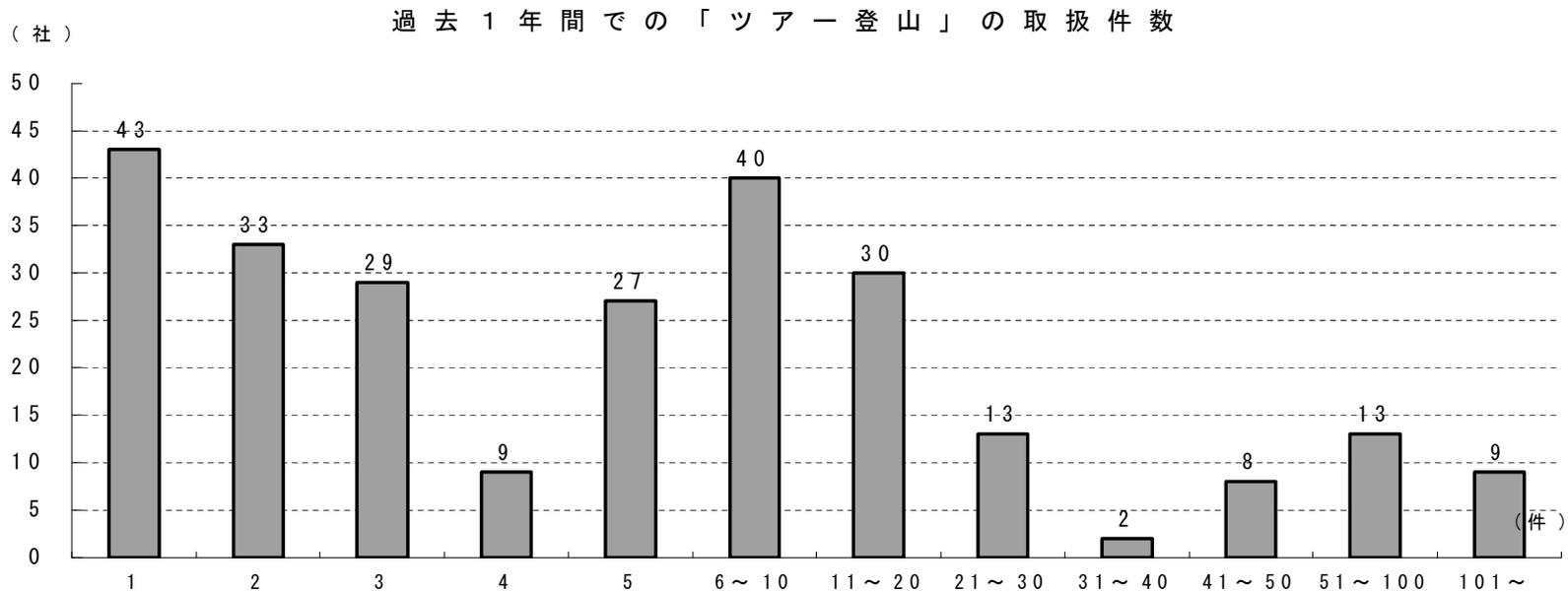
ツアー登山の取扱実態について (全国旅行業協会 (ANTA) 会員実態調査結果から)

1 ツアー登山の取扱について

■過去1年間に「ツアー登山」を取扱った旅行会社は、267社 (10.7%)。

(※) ANTA会員5,800社のうち、調査票の提出は2,498社。

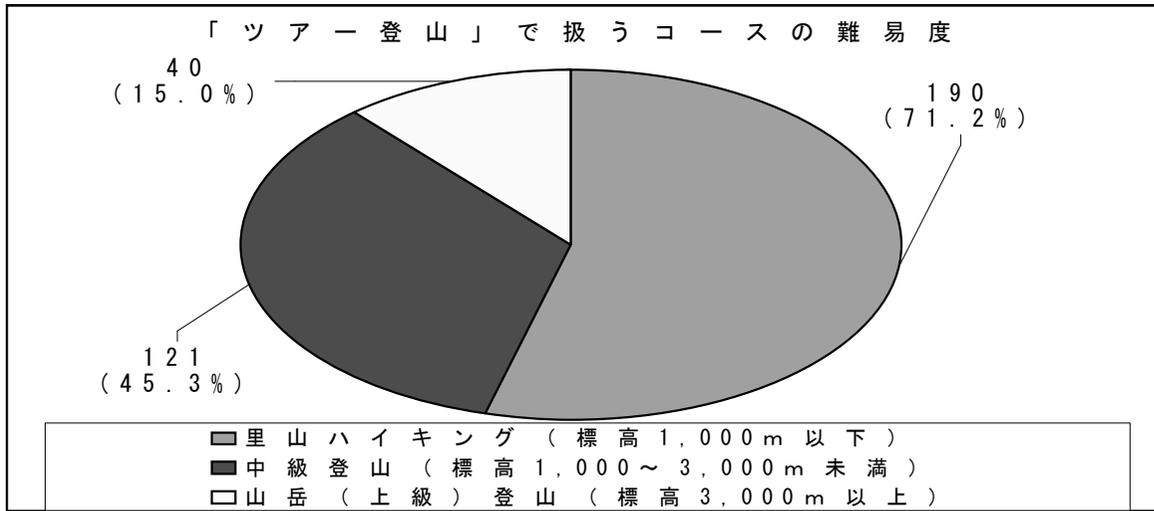
■過去1年間での「ツアー登山」の取扱件数については、10件以下の旅行会社が約7割。



2 コースの難易度について

■コースの難易度については、初級登山の「里山ハイキング (標高1,000m以下) が7割以上。

(※) 複数回答可。



〇〇 様

長野県山岳遭難防止対策協会
会長 村井 仁

ツアー登山の安全確保について（依頼）

長野県における山岳遭難防止対策について、日頃から深い御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、近年の登山者の傾向は、中高年登山者やファミリー登山者が増加し、それに伴い遭難事故が多発している状況にあります。

日本アルプスに代表される3,000m級の山岳登山は常に危険と背中合わせであり、一步間違えば大きな事故につながることも十分考えられます。

平成20年中に長野県で発生した遭難事故は182件（前年比+16件）と過去（昭和29年以降）最多となり、遭難者の内訳は死者44人、行方不明者4人、負傷者98人、無事救出者53人の計199人（前年比+20人）となりました。

ツアー登山の参加者の中には、3,000mの山岳をハイキングの延長のように考えている方や、体力不足の方、健康状態に問題のある方などが多く見られるのも事実です。

このような状況の中で、ツアー登山における安全確保には、ツアーを企画される旅行会社の皆様の協力が不可欠と考えております。

つきましては、この趣旨を御理解のうえ、別紙事項についての貴職から会員への周知と御協力について、格別の御配慮をお願いいたします。

今後とも、山岳遭難事故の防止に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。あわせて、登山者の基本的なマナーや自然環境の保護についても参加者へ周知下さいますようお願いいたします。

事務局：〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県観光部観光企画課
担当：長谷川 浩(課長)木村 勇貴(担当)
電話：026-235-7250 FAX：026-235-7257
電子メール：kankoki@pref.nagano.jp

ツア－登山を実施する上での配意事項

1 企画段階

- (1) **必ず現地調査を実施してください。**
- (2) **救助対策を検討してください。**

・登山道の状況等を現地調査する他、現地の山岳関係者等から情報収集した上で、予備日を設けるなど無理のない計画を立ててください。
・遭難発生時に迅速な対応ができるよう、あらゆる事案を想定した救助対策を検討し、現地での連絡先を予め確保するとともに、自力救急に必要な装備を準備してください。

2 募集段階

- (1) **登山する山の難易度を具体的に示して参加者を募集してください。**

・山荘等の環境は良くなってきていますが、山岳地帯の自然環境の厳しさは変わりません。初心者向けの初級コース、簡単な岩場を登る中級コース、岩場やクサリ場を登る上級コースなど、下山コースも含めた具体的な難易度を示してください。
・募集に際して、参加者の登山技量や体力をチェックしてください。

- (2) **事前講習を実施してください。**

・登山コースや登山の基礎知識について、事前に講習会や資料配布等で周知し、山の危険性を認識させてください。
・参加者の中には、「観光旅行感覚」の人が散見されます。市街地とは違った危険性、遭難時の救助の困難性を予め十分認識させ、体力、技術、知識を持った人が登山されるよう指導をお願いします。
・参加者の中には、登山道を離れて高山植物等を写真撮影する人が時折見受けられます。高山植物や動物たちの生育・生息環境に悪い影響を与えないよう、登山道以外には絶対踏み込まないよう指導をお願いします。
高山植物の採取、損傷等の行為は法的に罰せられますので、事前に説明をお願いします。

3 実行段階

- (1) **登山技術を有する職員を添乗させてください。**

・救助を含む登山技術のある人を、添乗員として同行させてください。また、コースに詳しい登山ガイドを依頼し、添乗員とガイドの任務を明確にしておいてください。危険度に応じて、添乗員・ガイドを増やしてください。
・遭難が発生した際の応急処置係、連絡届出係を明確にしておいてください。

- (2) **参加者の健康や装備のチェックをお願いします。**

・参加者に対し、予め健康診断を受けることを勧めてください。出発前も健康チェックを実施し、問題があれば中止させてください。行動中も、参加者の健康状態について、きめ細かくチェックしてください。
・参加者個人の持ち物は、事前にリストを渡すだけでなく、出発前に必ずチェックしてください。（特に防寒対策）

- (3) **連絡・通報手段を用意してください。**

・無線機や携帯電話等、緊急時の連絡手段を必ず携帯してください。

- (4) **山岳保険に加入させてください。**

・参加者全員に山岳保険に加入させてください。迅速な救助のため、民間ヘリ・民間隊員が出動する場合があります。保険加入があれば、救助費用の負担が軽く済むこととなります。

- (5) **登山計画書を提出してください。**

・入山口を管轄する警察署へ、登山計画書を提出してください。また、万一事故が起きた場合、遭難者の家族等への連絡が速やかに行われるよう参加者の緊急時の連絡先（携帯電話を含む）を、参加者本人や添乗員等が携帯してください。

- (6) **気象情報を確認し的確な行動判断をしてください。**

・入山後も気象情報を確認し、天候が急変する場合には、参加者の安全の確保を第一に、引き返す、停滞するなど、慎重・的確な判断に基づき行動するよう努めてください。

- (7) **高山の環境保全にも配慮してください。**

・当日の登山コースのトイレの有無を確認してください。コース内にトイレが無い場合は、山麓のトイレなどで用を足すように指導してください。企画者は、やむを得ない場合を想定し、パーティ毎に携帯トイレを携帯するよう指導してください。

ツアー登山の安全確保のための啓発資料（県警HPから）

安全なツアー登山のために

「山に登ってみたい、でも仲間がいない、一人ではいけない」そんな登山に対する強い思いをかなえられる一つの手段が、「ツアー登山」です。

ツアー登山は、参加者が計画や渉外などを行うことなく、また、団体行動による安心感があります。しかし、自らの知識不足や体力不足に、危険性が隠れていることに気づかずに参加し、遭難してしまうケースがあります。

企画する側においても、ガイド、添乗員が不足しアクシデントに対応できない、無理な行程で、天候が悪いのに登山を強行し遭難してしまうケースもあります。

ツアー登山では参加者、企画する側ともに次の点に留意し、事前の準備を万全に、安全登山に心掛けましょう。

ツアー登山参加者

- 参加者は、登山の知識、技能、装備を備えるとともに、登山における危険性を認識しましょう。
- 参加するコースが、自分の体力、技能にあったものかを企画側に相談しましょう。
- ツアー登山の内容について、
 - ・ 添乗員、ガイドの人数、経験
 - ・ 危険箇所や注意事項、携行する装備等の具体的な説明
 - ・ 万が一の場合の救助体制などについて確認しましょう。
- 遭難は、標高の低い山や日帰りハイキングでも発生しています。「連れていってくれるから自分は何もやらなくても大丈夫」という甘い考えを捨てて、登山に対するしっかりとした自覚をもって参加しましょう。

ツアー登山企画側

- 企画する側（添乗員、ガイドを含む）には企画段階から参加者に対する契約上の安全配慮義務があることを念頭に、安全に十分配慮した企画、実施を心掛けましょう。
- なお、平成16年に旅行業ツアー登山協議会によりツアー登山運行ガイドラインが策定されています。
- 企画段階
 - ・ 現地実地調査、直前調査、情報収集
 - ・ 参加者が余裕をもって登山できる日程の企画
 - ・ 急な日程変更、アクシデント発生時の行動など、具体的な計画の作成
 - ・ 添乗員、ガイドの明示
- 募集段階
 - ・ 登山コースの難易度を正確、具体的に明示
 - ・ 参加者の登山歴、健康状態を把握し、参加が適当かを判断
 - ・ 必要により事前の説明会、講習会などを開催
 - ・ 適切な保険加入
- 実行段階
 - ・ 添乗員、ガイドの適正配置

一般登山道の一例は、引率者2~3名に対して参加者は15~25日を目安として、複数の引率者が望ましいが、参加者、目的の山岳の状況に応じて決定すべきである。（「ツアー登山運行ガイドライン」より）

日帰りや標高の低い山のハイキングでも遭難は発生しています。

添乗員やガイドが、遭難の対応と同時に残りの参加者の安全確保ができるかを十分検討し配置しましょう。

- ・ 登山知識、技能と装備を有している添乗員、ガイドが引率
- ・ 参加者の行動、健康状態を常にきめ細かくチェック
- ・ 天候や参加者の健康状態をみながら、無理な行動は絶対に避ける。
- ・ 遭難やアクシデントが発生した場合、安全を優先した冷静かつ適切な行動

ツアー登山の安全確保のための啓発資料（観光庁HPから）

「ツアー登山」を安全に楽しむために

どんなに気をつけていても、登山では、登山道での転倒や滑落といった不慮の事故や急な気象の変化等による遭難事故に巻き込まれることがあります。それらの危険を回避するためにも、以下の事項を守りましょう。

1. 「ツアー登山」とは？

「ツアー登山」とは、登山をはじめトレッキング、ハイキング等を目的とした旅行をいいます。

「ツアー登山」を募集できるのは、観光庁長官または都道府県知事による登録を受けた旅行者です。契約に際しては、営業所に掲示する『旅行業登録票』や旅行のパンフレットで登録番号を確認しましょう。

2. 旅行の目的地や日程・行程等ツアーの内容を確認しましょう。

標高の高い山では天候や気温が急に変化することがあります。

契約に際しては、コースの難易度、登山道の状況や歩行時間等、自分の体力や経験にあった無理のないものを選んでください。

また、ご不明の点等は契約の前に、旅行を企画・実施する旅行者にお問い合わせください。

3. 必要な装備を確認しましょう。

目的地に応じて旅行者がお知らせする「装備品」を必ず確認し、忘れずに持参してください。

4. 健康・体調の管理に努めましょう。

出発日が決まったら、健康管理や体調管理に努め、日々のトレーニングも欠かさないようにしましょう。

また、出発後であっても、登山に先立ち、体調に不良や不調を感じた場合には、速やかに添乗員や山岳ガイド等の引率者に申し出てください。

5. 引率者の決定には協力しましょう。

「ツアー登山」は団体行動が基本です。

添乗員や山岳ガイド等の引率者は、安全確保や危険回避のために、登山の中止や途中下山を含めた判断、決定を行う場合があります。

個人の意見や希望を主張しすぎて、団体行動を乱すことのないよう協力してください。

6. 傷害保険に加入しましょう。

「ツアー登山」の参加にあたっては、登山中の事故や捜索・救助にも対応した旅行傷害保険の加入をお勧めします。

詳しくは旅行者にお問い合わせしましょう。

ツアー登山運行ガイドライン

(社) 日本旅行業協会 平成21年9月1日作成

【概括】

このガイドラインで述べる「ツアー登山」とは、無雪期における「登山」、「トレッキング」、「ハイキング」等、縦走登山から軽登山まで、自然界において行動することを主たる目的とする日程が含まれている旅行企画を言い、観光庁及び各都道府県において旅行業登録をしている旅行業者が取り扱う、本邦内における「募集型企画旅行」、及び「受注型企画旅行」を言う。「手配旅行」及び宿泊クーポン、乗車券類等の「単品販売」はこれにあたらぬ。

なお、海外におけるツアー登山の運行にあたっては、本ガイドラインを参考とし、当該国の現地事情や条件等に照らして適正な運行をおこなうべきである。

当協会は、このガイドライン策定にあたり、無登録業者等における「営利を目的とした団体登山」は、「ツアー登山的」ではあるが、本来旅行業法に反するものであるからその是正をつよく求めるものである。

旅行業者が取り扱う本邦内における「ツアー登山」への参加者は、年間およそ30万人（平成19年中）にのぼる。近年は、中高年層の登山人気と自然愛好への意識の高まりとともに、ツアー登山や自然とのふれあい企画が一般に受け入れられる状況となってきた。

それにともない、登山道での転倒や転滑落、気象判断に関わる死亡事故、行方不明等、深刻な事態に及ぶ事例も増加している。また、自然地域への集中的入域が、少なからず自然環境に影響を及ぼしていることも知っておくべきである。

このガイドラインは、(社)日本旅行業協会に加盟する会員会社が、ツアー登山を取り扱うにあたって配意し、遵守しなければならない内容をまとめたものである。

顧客の「安心感」を高めることは、企画運行の「安全度」を高めることである。

I. 安全対策

- (1) 企画立案段階においてコース内容を十分に把握すること。
- (2) 当該コースを実地調査し、直前調査すること。
- (3) 引率者の技量及び経験度合いを確認し、管理監督すること。
- (4) 募集段階において適切な情報提供と危険の告知をすること。
- (5) 危急時対応として登山届を提出し、連絡方法を確保すること。
- (6) 取扱会社として適切な保険に加入すること。
- (7) 引率者の外部委託は適切におこなうこと。
- (8) 参加者の健康状態把握に努めること。

II. 人的対策

- (1) 引率者の人数は、参加者の人数を考慮し、安全配慮の観点から適正なガイドレシオにおいて配慮すること。
- (2) 現場において参加者をみだりに自集団から離散させないこと。
- (3) 離団希望者に対しては、安全配慮の観点から適切な判断を下すこと。
- (4) ツアー登山の造成にあたり、関係法規及び安全登山、自然環境保全に関係する知識を得ること。

III. 装具対策

- (1) 引率者が所持すべき装具は、コース内容に応じて必要不可欠にして十分に現場対応力のあるものとする。
- (2) 参加者に対しても、コース内容に応じた装具を所持するよう案内すること。

IV. 顧客対策

- (1) 参加希望者に対して、コース内容は適切に案内すること。
- (2) 募集広告は、旅行業法に基づき適切な表示であること。
- (3) ツアー登山特有の苦情に対して適切な対応をとること。

V. 環境対策

- (1) し尿処理に関わる問題について案内すること。
- (2) 登山道及び山小屋の適切な利用について案内すること。
- (3) 訪問地の環境保全に充分留意すること。

VI. 事故対策

- (1) 予防はもちろん重要だが、事故発生時の対策と事故原因の究明を徹底すること。
- (2) 企画立案段階から、「安全配慮義務」を果たすこと。
- (3) 行動中の団体編成に充分留意すること。
- (4) 疲労困憊の参加者を漫然と歩行させないこと。

【本文】

第I章 安全対策

(1) 企画立案段階におけるコース内容の把握（実地調査、直前調査等）

取扱会社には、企画立案段階から「安全配慮義務」がある。とくに募集型企画旅行においてそれは明らかであるから下記に注意すべき要点を例示する。

- ① 目的地についてすでに十分な知識があること
 - ② スタッフが実地調査をすでにおこなっていること
 - ③ 現地からの直近情報を入手すること
 - ④ 参加者が余裕をもって行程を消化できる具体性のある計画であること
 - ⑤ 避難ルートの想定や、連絡体制、レスキュー体制等、危急時における具体的対応ができること
- 等々である。

さらに下記に例示した要点を徹底履行することは、ツアー登山の安全運行のために重要なことである。

- ① 直前情報収集の重要点は、出発数日前からの気象変化の予測であり、登山道の状況把握である。また登山ルート上において利用できる便の有無と有人無人の山小屋利用の可能性についても確認すべきである。
- ② 登山ルートにおける登下りの標高差と一般的コースタイムの確認及び避難ルートの事前設定は重要である。また通信機材の整備は不可欠であり、同行引率者間における意思疎通のために無免許で使用できる小型無線通信機や外部との連絡のために携帯電話や無線通信機を携帯することが望ましい。
- ③ 危急時における連絡体制として会社内に留守本部を設置し、現地からの緊急連絡に対応できる態勢を整えておくべきである。事故発生時は、セルフレスキュー（自力救助）が望ましいが、現場において極めて困難か不可能と判断した場合は、公的あるいは民間の救助組織に現場引率者が救助依頼の第一報をおこなった上、緊密に連携し、速やかに事故者の救助にあたるべきである。

(2) 引率者の技量及び経験度合いの確認と管理監督

- ① 引率者のうち主任の者は、登山リーダーとして十分な知識と技術と経験を有し、かつ担当コースについて十分な知識を有していることが必須である。また、引率者としての見識がなければならない。とくに、救急法及び搬出法等基本的なセルフレスキューの知識と技術を有していることが必要であり、緊急事態において通信機器が活用できない場合は、連絡要員としての技量が問われることになる。

主任以外の引率者においても、登山に関する知識と技術は必須であり、主任の者に準ずる能力と経験を有していなければならない。

引率者として要求されると考えられる能力を下記に列記する。

- ・ 責任感、使命感、倫理観を充分にもち、引率者の役割を理解していること。
- ・ 旅行業に関わる法令等を理解していること。
- ・ 装備、食糧等準備段階において適切な安全配慮ができること。
- ・ 実地において危険の存在を説明し、注意喚起できること。
- ・ グループの編成能力があること。
- ・ 歩行速度と休息について適切な判断ができること。
- ・ 被引率者の歩行能力、技術、健康状態等を的確に把握し、過度に疲労させないこと。
- ・ クサリ場、梯子、崩壊地等、危険が予見される場所においてその通過に際し、指導、助言ができること。
- ・ 悪天候や不明瞭な登山道等において危険回避の指導、助言ができること。
- ・ 地形図の読図能力があること。
- ・ 気象に関する知識があること。
- ・ 緊急不時露営の判断ができ、設営技術があること。
- ・ 救急救助法の基本的知識と技術があること。
- ・ 救助要請の方法、救助隊との連携について理解していること。
- ・ 安全配慮義務を理解し、「努力義務」を徹底履行できること。

② 取扱会社は、引率者に対して引率時の注意事項の徹底や事後報告の提出等によって引率者を適切に監督し、その技量及び経験度合いについて、登山歴、講習会受講歴、保有資格等の提示など適切な方法によって適正に確認すべきである。

(3) 募集段階における適切な情報提供及び危険の告知並びに表記方法

① 参加者募集にあたり、募集案内書面において当該募集コースの難易度を表記すること。

例えば、登山道の様子や、クサリ場や梯子等の有無、行程中の緩急や所要時間等をより具体的に記載すること。なお、参加者へはガイド・ブック等で事前に予備知識を得るよう促し、個人装備については、具体的なリストを提示し、十分な装備を準備するよう促すこと。さらに一般観光旅行とは明らかな差異がある自然界における行動であることに触れ、日頃のトレーニングなどによって体力の維持に努めることを参加者に要請すべきである。

② 参加申込書には、最近の登山歴と健康状態（持病、既往症等）について記載させることが望ましい。企画内容によっては、机上講習会を実施し、登山の危険性等、参加にあたっての注意喚起を繰り返すことが重要である。そして、登山行動そのものは、あくまでも自己責任の範疇であることを理解してもらうことが肝要である。

なお、参加者が自己責任の下にツアー登山企画に参加していることを参加者自身において参加者の留守家族に認知せしめることが望ましい。

(4) 危急時対応（登山届提出、連絡方法の確保、セルフレスキュー等）

① ツアー登山の実施にあたっては、必ず事前に所轄警察署ないしは警察本部へ登山届けを提出すること。届けの内容は、入山口と下山口を示した登山ルートと行動日程、主催者名と緊急連絡先及び引率者名、参加者人数等を明記すること。

② 取扱会社と引率責任者間の連絡は可能な限り定時連絡をおこなうこと。引率者は、緊急連絡機器として携帯電話または無線機等を常時携帯すること。

③ 引率者に求められる事故対応について、あらかじめ講習等によって、緊急連絡の順序や方法、現場での注意事項、救急法及び搬出法など基本的なセルフレスキューの知識について徹底し、引率者はそれら技術を修得しておくこと。

(5) 適切な保険への加入。

① 参加者へは適切な保険への加入を勧めること。

② 取扱会社として各種保険への加入も検討すべきである。

(6) 適切な外部委託の実施

取扱会社が自社社員および自社専任契約スタッフにおいて適切な引率者を十分に配備できない場合で、外部スタッフへの依頼をする場合は、社団法人日本山岳ガイド協会所属の認定ガイドや北海道アウトドアガイド資格等、その地域における公的あるいは準公的資格を有する者を充てることが望ましい。

委託にあたっては、ガイドが保有する資格及びその職能範囲等について派遣元機関または企業との間で緊密な協議が必要である。なお、その山域の地元在住のガイドに委託することは、地域特有の情報入手や自然解説の分野においても有意義なことである。

(7) 参加者の健康状態把握

参加者には、申込書等において健康状態などを事前に自己申告してもらうことが望ましい。また、出発時において参加者に、病気、けが、飲酒等健康上や安全上の問題があったり、あるいは日程消化に障害があると判断した場合は参加を謝絶することも必要である。

参加者が、行動中に身体健康に異常があると自覚した場合は、速やかに引率者へ申告してもらうようあらかじめ注意喚起しておくべきである。他人の身体健康を外面的に判断することは容易ではない。

第Ⅱ章 人的対策

(1) 引率者の適正配置（ガイド・レシオ）及び現場対応

- ① ガイド・レシオは、同行引率者数と参加者数の関係を表したものである。無雪期における標高2千メートル内外の中級山岳及び標高3千メートル内外の山岳において、一般登山道におけるガイド・レシオの一例は、引率者数2名もしくは3名に対して、参加者数は15人から25人を目安とし、複数の引率者が同行することが望ましい。引率者数は、参加者数、及び目的の山岳の状況に応じて決定すべきである。なお、短時間で終了する標高差の小さいコースや低山での日帰りハイキングにおけるガイド・レシオは、この限りではないが、いずれの地域も救急車等緊急車両の進入すら容易ではない地域であることを十分に勘案し、引率者の配置について考慮すべきである。さらに、取扱会社が自社において設置する基本的なガイド・レシオ基準は、参加者を募集する段階で募集要項等に明示することが望ましい。
- ② 現場における重大な判断は、メンバーが離散するおそれがあるときは、メンバーの離散を避けるため、参加者に委ねず、引率者の責任においておこなうこと。下した判断については、明確に説明し、参加者の同意を得ること。危険地帯における参加者の行動は常に引率者の視野内におくこと。人数確認は随時おこない、とくに休憩の始まりと終わりには徹底し、必要であれば点呼すること。
- ③ 参加者が「離団」を希望する場合には、参加者の自由意思を尊重することが重要であるが、離団地点の安全性等についてはよく検討し、離団後の行動は、すべて参加者自身の自己責任によるものであることを明確に説明し、諒承を得ることが必要である。
- ④ 参加者の健康状態に留意すること。
参加者自身が身体健康に異常を認めたら、速やかに引率者に申し出ることを参加者に徹底すること。引率者は、行動中も参加者に声をかけ、健康状態把握に努めること。疲労困憊状態の参加者を漫然と歩行させることは、引率者の安全配慮に問題があると言わざるをえない。

(2) 引率者の教育

取扱会社は、引率者に対してツアー登山を円滑に実施するため定期的な教育をおこなうべきである。主な内容は、次の項目である。

- ① 旅行業法及び旅行業約款に関わること
- ② 旅程管理に関わること
- ③ 安全登山に関わること
- ④ 自然環境保全に関わること

(3) 引率者の健康管理、適切な保険加入

取扱会社は、引率者の健康管理に配慮し、ツアー登山の実施にあたっては適切な旅行傷害保険等に加入させなければならない。

第三章 装具対策

(1) 引率者が所持する装備

ツアー登山の引率にあたり、コースの状況、日程等により、下記を参考として共同装備を所持することが望ましい。これら共同装備は、日帰り登山であっても、本来最低限所持したい装備である。また、引率者の個人装備及び服装は、参加者より劣ってはいはならないし、引率者にふさわしい着装でなくてはならない。

- ① 火器（マッチ、ライター及びブタンガス・ストーブ等）
- ② 小型クッカー（コップル等の鍋類）
- ③ 予備水筒と真水、ゴミ持ち帰り袋
- ④ ツェルト
- ⑤ レスキューシート類
- ⑥ 救急セット（大型三角巾、弾性包帯、伸縮ネット、保護ガーゼ、ばんそうこう、サポーター、テーピングテープ、消毒薬、鎮痛剤等）
- ⑦ 携帯電話（さらに複数の無線機があれば引率者間連絡等に有効）
- ⑧ 予備ヘッドランプ及び予備電池
- ⑨ 細引き（6ミリ×10メートル程度）または、8ミリロープ20メートル程度
- ⑩ スリング及びカラビナ
- ⑪ 地図、磁石、ホイッスル、ストック等
- ⑫ 非常食類（ハイ・カロリーで食べやすい固形物や流動物）、非常用予備衣類、予備防寒具類（本来の目的以外に緊急搬送時にも有効活用が可能）

(2) 取扱会社の管理体制

取扱会社は、引率者が保持すべき共同装備について、引率者に明確な指示を与え、欠落のないことを確認すべきである。個人装備及び着装についても引率者一任は避けるべきである。

また、参加者に対しても、コース内容に応じた装具を所持するよう適切に案内することが肝要であり、集合地において、万一装具が不十分であると、参加者自身が気づいた場合には、参加者から引率者に対して速やかに申告するよう促すべきである。その際、装具が不十分のために安全を確保できないと判断した場合には、参加を謝絶することを考慮すべきである。参加者の装備に関しては行動中にも確認できることであり、このことは引率者の目配りとして基本的なことである。

さらに、行動中何らかの事由により、参加者の装備に欠損が生じた場合には、当該参加者の行動を制限するか、あるいは非常用予備装備を有効活用するなどの措置をとるべきである。

第四章 顧客対策

(1) ツアー内容の適切な案内

第I章一（3）で示した内容に基づき、参加希望者においてコース概要が容易に把握できるよう案内すべきであり、参加希望者の印象と実地に大きな乖離を生じさせないことが肝要である。

(2) 苦情に対する対応

苦情処理の第一義的責任は、取扱会社にある。ツアー登山特有の主な注意点は下記のとおり。

- ① コース内容や参加者個人のもの等の等についての事前説明は適切だったか。
- ② 引率者の道案内能力や宿泊施設等での助言指導など力量や言動に問題はなかったか。
登山道における休憩場所の選択や、混雑する山小屋での一般宿泊者との相互協調も重要課題である。これらは、参加者側からの苦情に限らず、一般登山者や山小屋従業員等からの苦情につながることもある。
- ③ 全参加者間における歩行能力や環境順応度に大きな差異はなかったか。
- ④ 引率者の全般的なリーダーシップに過不足はなかったか。
- ⑤ 山小屋等宿泊施設や交通機関等利用機関のサービス内容や接客態度に問題はなかったか。引率者はその場において適切な対応をしたか。問題の原因が自然環境における不可避の事態であればそのことを明確に説明し、理解を得たか。
- ⑥ 「山は不便だから」というだけでおわらせていないか。

第V章 環境対策

(1) し尿について

取扱会社は、入山者の増大が自然環境に与える影響についてよく理解すべきである。し尿について直面している問題に関し、注意喚起の項目を下記に示す。

- ① し尿問題を平易に説明する。すなわち水質汚染と植生への影響。そして山小屋の負担についても。
- ② 登山開始前に排泄しておく。行動中はとりあえず我慢。排泄はトイレ施設を利用する。ルート途上のトイレ施設について事前情報を与える。
- ③ それでも我慢できなければ、登山道を外し、水流から充分離れ、(穴を掘り)排泄する。紙は持ち帰る。携帯トイレの使用も必要に応じて検討する。
- ④ 山小屋のトイレの中には他人の目がないけれどルールを守る。水溶性ペーパーを用い、余計なものは捨てない。有料トイレの趣旨を理解してもらう。
- ⑤ 山は不便なところだ、ということを充分に理解してもらう。(理解できない人には街に帰ってもらう)

(2) 登山道及び山小屋の適切な利用について

登山道は、一般登山者と協調し利用しなくてはならない。大人数が一行縦隊で先頭から最後尾まで途切れなく50メートルもつづいていたら、一般登山者に及ぼす迷惑は計り知れないものになり、ひいては団体登山の批判につながる。

大人数であっても適切なガイド・レシオの下、適宜班別行動をおこなうなどの確な対応をとらなければならない。狭い稜線の登山道、切り立った崖つづち、湿原に敷かれた人工木道など配慮すべき箇所はどこにでもある。

休憩場所の選択も重要だ。狭い登山道を団体が占有し休憩すれば一般登山者は大きな迷惑を蒙ることになり、安全配慮の面からも問題がある。狭い登山道上でしか休憩できなければ、班別に分かれて、離れた地点で休憩し、一般登山者の往来に迷惑がかからないよう充分配慮すべきである。

宿泊設備として営業しているとはいえ、山小屋の混雑原因は登山者の集中にある。山小屋はその立地条件等から一般旅館業とは明らかに異なっている。完全予約制の下で営業している山小屋を除き、多くの山小屋は宿泊拒否をできない。それは遭難につながるからだ。そのような山小屋の利用には、一定の作法がある。一言で言えば、「旅館」ではない。山小屋での滞在や宿泊には一定の制限があることを、取扱会社と引率者は、参加者へ理解させる義務がある。そして山小屋従業員や一般登山者と協調し、不便を分かち合うことだ。わがままは、他人の楽しみを台無しにする。

また、避難小屋としての役割を果たしているような非営業小屋の利用については、他の登山者に迷惑をかける行為はやめるべきである。例えば、収容人数の半分をしめるような集団での利用や、占有のための要員による前もっての場所取りのような行為は避けなければならない。このような避難小屋利用を念頭においた運行に際しては、参加者及び引率者全員を収容できるだけの野営装備を持参し、小屋の利用を前提にしなくても運行できるよう配慮すべきである。

(3) 訪問地の環境保全の徹底と地域との関係

「とっていいのは、写真だけ、残していいのは、足跡だけ」

「エコ・ツーリズム」と呼ばれる旅行形態には大きな可能性がある。その可能性を引き出すことにより、地域活性化にもつなげることができる。環境保全活動とあいまって、健全な旅行企画を生み出す源をその地域から見つけ出す視点も必要である。地域の人々にとっては裏山であっても、その里山には豊富な素材が埋もれている可能性がある。

第VI章 事故対策

(1) 事故発生時の対策と注意点及び事故原因究明活動の徹底

- ① 関係部署等社内外の緊急連絡網を整備し、責任者は常時リストを携帯しているか。
- ② 参加者名簿や参加者の留守宅等緊急連絡先など、運行中のツアー情報をただちに提示できるか。参加者の留守家族が当該コースへの本人参加を認知していることが望ましい。
- ③ 所轄警察または警察本部へ登山届は提出されているか。
- ④ 救急救助を第一義に考え、必要なことを速やかに実行すること。引率者にすべてを任せず取扱会社として主導的立場で行動することが肝要である。
- ⑤ 事故状況、救急救助状況を時系列にそって記述しておくこと。
- ⑥ 現地引率者との連絡方法を確保し、定時連絡をおこなうこと。
- ⑦ 遭難者家族への連絡は責任者から速やかにおこなうこと。事実を正確に伝えること。
- ⑧ 救急救助活動終了後速やかに報告書を作成し、事故原因究明活動をおこなうこと。たいていの場合、遭難事故原因は間接要因と直接要因に分かれるが、それらを解明し、事故予防に取り組むべきである。
- ⑨ 「日本山岳レスキュー協議会」が中心となってとりまとめている「山岳遭難事故調査」は、様々な遭難データを基に、遭難の原因、特徴、傾向などを明らかにし、ひいては遭難予防の対策に役立てる目的で実施されている調査である。ツアー登山における事故原因調査と報告についても、同協議会への協力が望ましい。

(2) 法的対応

「責任」とは「法的責任」であり、道義的あるいは社会的責任とは明らかに異質なものである。

登山における法的責任について法律専門家が述べた文献は多くない。最近では月刊「岳人」（東京新聞出版局）平成15年10月号に溝手康史弁護士がわかりやすく説明した文章がある。文末には編集部がまとめた参考文献の紹介がある。また、月刊「山と溪谷」（山と溪谷社）平成16年6月号には、田村護弁護士がまとめたツアー登山遭難事故の検証記事と判例の紹介がある。

ツアー登山における事故に関して言えば、法的対応を考える前に、取扱会社及び引率者としてまずやらねばならない行為がある。それは「努力義務」を果たすことではないだろうか。それは、企画立案段階からすでに求められていることでもある。

「ツアー登山造成」の認識から「登山」が欠落し、「ツアー造成」になっていないか。取扱会社及び引率者と参加者相互において「危険の存在」をつよく認識することこそ山岳遭難事故を予防することになる。

「ケガと弁当は自分持ち」とは言うけれど、この一言で片づけられるほど、世間は甘くないのである。

注) 本ガイドラインは、平成21年12月1日からの指針とする。

コース難易度(コース・グレード)及び引率者比率(ガイド・レシオ)

下表は、無雪期における標高2千メートル内外の中級山岳及び標高3千メートル内外の山岳を対象として設定した、「コース難易度に対する引率者比率の目安」である。

難易 度数	コース難易度の内容	引率者配置の内訳
1	往復コース。 1日の歩行時間は3～4時間程度。登山道は明瞭で、緩急は少なく、幅員も充分にある。転滑落の危険箇所が少ない。	参加者20人～25人(最大30人) 引率者2名以上 (1:10～1:12 最大1:15)
2	往復、周回、縦走コース。 1日の歩行時間は5～6時間程度。登山道は比較的明瞭で、緩急はあるが、幅員もある。転滑落の危険箇所が少ない。	参加者20人～25人 引率者2名～3名以上 (1:7～1:12)
3	往復、周回、縦走コース。 1日の歩行時間は6～7時間程度。登山道は比較的明瞭で、緩急があり、幅員が小さい箇所がある。転滑落の危険箇所が部分的にあり、一部に梯子やクサリ場がある。	参加者18人～22人 引率者2名～3名以上 (1:6～1:11)
4	往復、周回、縦走コース。 1日の歩行時間は6～8時間程度。登山道はやや明瞭を欠く部分があり、緩急が大きく、幅員も小さく、一部に梯子やクサリ場がある。転滑落の危険箇所が多い。	参加者15人～20人 引率者2名～3名以上 (1:5～1:10)
5	往復、周回、縦走コース。 1日の歩行時間は6～8時間程度。登山道はやや明瞭を欠く部分があり、緩急が極めて大きく、幅員も小さく、梯子やクサリ場が連続している。転滑落の危険箇所が頻繁にある。	参加者15人～20人 引率者3名～4名以上 (1:4～1:6)

(「引率者配置の内訳」欄の括弧内対比数字は、引率者1名に対する被引率者の人数を示す)

(注釈)

- 1 本表は、会員会社が定めるべきガイドレシオ決定のための参考資料である。
- 2 本表の難易度1から5までにあたらぬコース内容の引率者配置については取扱会社において自主的に決定する。
- 3 ガイドライン本文第Ⅱ章(1)①に明記する「短時間で終了する標高差の小さいコースや低山での日帰りハイキング」はこの参考表には該当しない。ただし、いずれも緊急車両等が容易に進入できる地域ではないことを十分に勘案し安全対策を講ずるべきである。

(注) 本ガイドレシオは、平成21年12月1日からの指針とする。

「ツアー登山運行ガイドライン」別紙

ツアー登山の参加者を募集する広告等に関するガイドライン（暫定版）

（社）日本旅行業協会 平成22年6月作成

<はじめに>

平成17年12月に「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」が作成され、それによって旅行広告等が実施されていますが、自然界における行動であるツアー登山の参加者募集にあたっては、この「ツアー登山運行ガイドライン」別紙に記載された事項も加えて遵守することが必要です。

<書面毎の必要表示・記載事項>

今回必要事項として決められた項目を、それぞれの書面における表示・記載の要否として整理すると下記の通りとなる。

	旅行広告	取引条件説明書面
1. 体力的・技術的難易度の目安	○	○
2. 行程中の登山歩行時間の目安	○	◎
3. 必要な装備品	△	○
4. 旅行条件に反映すべき事項	△	○
5. その他旅行者に提供すべき情報等	△	○

○＝表示・記載が必須の項目（広告・取引条件説明書面それぞれ必要事項は個別に定義する。）

◎＝記載が必須の項目（広告と同じ方法又はより詳細に、取引条件説明書面にも記載する。）

△＝可能な範囲で表示する項目。

<具体的表示・記載方法>

1. 体力的・技術的な難易度の目安

旅行者が参加を検討しているコースが、技術的・体力的に参加することが可能であるかどうかを判断して もらう材料として、総合的にツアー毎に数字や☆印の数等又は文言を使用し段階的に示すことにより表示すること。

【表示例1・広告】

〇〇山△△ルートを巡る登山 3日間 難易度 ☆☆
 〇〇山△△ルートを巡る登山 4日間 難易度 ☆☆☆
 ※難易度は当社基準による。
 ※☆の数が多いほど、難易度が高いものを指します。

【表示例2・広告】

〇〇山△△ルートを巡る登山 3日間 難易度 初心者向け
 〇〇山△△ルートを巡る登山 4日間 難易度 中級者向け
 ※難易度は当社基準による。

取引条件説明書面においてはこれに加え、当面の間、各旅行業協会が制定した「ツアー登山運行ガイドライン」に付帯している「コース難易度(コース・グレード)及び引率者比率(ガイド・レシオ)に準拠して、1日の歩行時間・獲得標高差および目安となる山・ルートと共に記載すること。

【難易度の定義の記載例・取引条件説明書面】

☆コース難易度の目安

難易度数	コース難易度の内容	1日の歩行時間 および獲得標高差	目安となる山・ ルートの例
1	(省略)	歩行時間は約〇～△時間 標高差約・・・メートルまで	(省略)
2	(省略)	歩行時間は約〇～△時間 標高差約・・・メートルから ・・・メートルまで	(省略)
3	(省略)	歩行時間は約〇～△時間 標高差約・・・メートルから ・・・メートルまで	(省略)
4	(省略)	(省略)	(省略)
5	(省略)	(省略)	(省略)

※〇〇旅行業協会所定「ツアー登山運行ガイドライン」内に定める「コース難易度（コース・グレード）及び引率者比率（ガイド・レシオ）」に準拠。

2. 行程中の歩行時間の目安

募集型企画旅行の登山部分における歩行時間について、時季のみならず当該旅行の難易度に見合った行程を組み、広告および取引条件説明書面共に、およその歩行時間（休憩時間を含まない。）の1日の合計を日程内に表示すること。（つまり同じ登山ルートでも、見込まれる参加者の体力的レベル等により、各社によって歩行時間の表示が異なることがある。）

【表示・記載例1】

X日目：

〇〇温泉 発＝バス＝xx岳登山『登山口Y(yyヒュッテ)→xx岳山頂→登山口Z(zz荘)歩行時間約5時間』
＝バス＝△△温泉 着

【表示・記載例2】

X日目：

〇〇温泉 発＝ゴンドラ又はリフトで展望台へ＝展望台XまたはY＝徒歩約3時間かけ下山＝〇〇温泉 着

【表示・記載例3】

X日目：

終日 〇〇岳△△ルート登山(歩行時間約5時間)

3. 必要な装備品

装備は安全な登山をするための基本であり、必要なものは必ず持参することがツアー参加条件であることを表示し、必需品を明示する。また、旅行者への案内に際しては、装備品の名称に加え、個々の装備品の素材やサイズ等につき、何が重要であるかを示すことが望ましい。但し、コースによっては不要な装備品もあるため、荷物を軽くするという観点から不要と思われる装備を持参させない工夫が必要である。

【装備品リスト記載例・取引条件説明書面】

☆必需品 ※下記の装備品を持参されない場合、参加をお断りする場合があります。

- ・登山靴(はき慣れたもの……)
- ・雨具(防水透湿性のよいもの……)

・
・

(以下略)

☆あると便利なもの ※荷物の重量・容量も考え、各自で判断して持参してください。

- ・ザックカバー(雨天時に便利……)
- ・日焼け止め(使い慣れたものを……)

・
・

(以下略)

※こちらに掲げた装備品について不明な点があれば、いつでも旅行取扱店にお問い合わせ下さい。

4. 旅行条件に反映すべき事項

以下の事柄は、ツアー登山という自然界を対象とする募集型企画旅行を実施するにあたり、旅行者に対し通常の旅行に増して契約の内容の理解を促し、且つ旅行契約上の取扱いを明確にするために、取引条件説明書面に旅行条件として記載することが、必要と思われることである。

(1) 旅行参加資格として記載すること(※標準旅行業約款の参照条項:第7条1号・3号)

ここに表示した事柄を満たさない場合、契約締結の拒否の事由となり得ることを記載する。

【旅行参加資格に加える項目の記載例】

①事前アンケート等によるヒアリングの結果、当該コースに求められる体力・技術的難易度を満たしている方

②それぞれのコースに求められる装備品を持参いただける方

③(以下略)

・
・

(2) 旅行開始前の当社の解除権として記載すること(※標準旅行業約款の参照条項:第17条2号・3号)

ここに表示した事柄を満たさない場合、旅行契約解除の事由となり得ることを記載する。

【旅行開始前の解除権に加える項目の記載例】

- ① 旅行者が「当社旅行条件書第〇条第△項」で定めた参加資格を満たしていないことや、日程消化に支障があることが分かった場合
- ② 出発時において旅行者に、病気、けが、飲酒等により健康上や安全上の問題がある場合や装備に不備がある場合その他日程消化に支障があると、当社が判断した場合
- ③ (以下略)
⋮
⋮

(3) 旅行開始後の当社の解除権として記載すること(※標準旅行業約款の参照条項:第18条1号・2号)

ここに表示した事柄を満たさない場合、旅行の途中であっても今後の日程の参加を断る(旅行契約を解除する)ことがあることを記載する。

【旅行開始後の解除権に加える項目の記載例】

- ① 旅行者ガイド、添乗員など引率者の指示に従わない場合
- ② 旅行者に体調の急変、けが、飲酒等により健康上や安全上の問題が生じた場合
- ③ (以下略)
⋮
⋮

5. その他旅行者に提供すべき情報等

その他、ツアー登山には一般の観光とは異なる固有の注意すべき事項がある。それらの項目は、次に掲げる意味合いに応じ、適切な箇所に表示する。

(1) 旅のご注意(デメリット表示)として表示すること

契約締結の拒否や契約解除の事由とはしないものの、安全管理上重要な事柄であり、万一争いとなった場合、説明した事実の存在が重要となると思われるものを、旅のご注意などとして表示する。

【記載項目の例】

- ① 登山行動そのものは自己責任の範疇である旨
- ② 参加者の留守家族にツアー登山に参加していることを知らせる旨
- ③ 捜索、救援等の費用に備え、ヘリコプター捜索等にも対応した保険の加入を勧める旨
- ④ 行動中に身体健康に異状を自覚した場合は、速やかに引率者へ申告する旨

⑤安全な登山の実施や登山中の体調の維持のために、参加者が登山中に実行・遵守すべき事項

⑥予定された登山コースや歩行時間は、悪天候ほか約款(標準旅行業約款第13条・契約内容の変更)に基づく場合に変更となる場合があることを予め理解いただく旨

⑦(以下略)

:

(2) 登山のマナーやモラルとして表示すること

上記以外にツアー登山の円滑な実施と、よりよい“旅”とするために、参加する旅行者各位に協力、理解を呼びかける登山特有の事項を表示する。

【記載項目の例】

①登山や、山小屋での宿泊のルールやマナーに関する事項

②環境保全に関する事項

③(以下略)

:

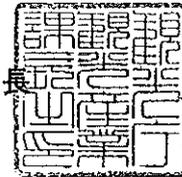
以上



観産第628号
平成22年3月31日

各都道府県観光担当部長 殿

観光庁観光産業課長



旅行者が行うツアー登山の安全確保について

昨年7月16日、北海道トムラウシ山において、旅行者が実施したツアー登山に参加した旅行者7名と山岳ガイド1名が死亡する遭難事故が発生しました。

事故の原因やツアーを実施した旅行会社及び同行した山岳ガイドに関する刑法上の責任等については現在北海道警察において捜査中と聞いておりますが、(社)日本山岳ガイド協会では「トムラウシ山遭難事故調査特別委員会」を設置する等、同種の遭難事故再発防止、及び登山の安全対策を提言することを目的とした独自の調査も行われており、観光庁においても旅行業、山岳ガイド団体、ツアー登山を多く受け入れる地方公共団体、学識経験者による「ツアー登山安全対策連絡会議」を設置し、ツアー登山の安全対策について検討を行ってきたところです。

「ツアー登山安全対策連絡会議」での議論や、先日公表された上記特別委員会の調査報告書に記載されている指摘も踏まえ、ツアー登山を実施しているすべての旅行者に対し、ツアー登山の企画内容、実施体制、管理体制等について総点検を行い、確認の結果改善すべき事項があった場合は速やかに改善すること、及びツアー登山に参加する旅行者に対して、ツアー登山に参加する場合の注意点等について周知を図ることとしました。

つきましては、別添のとおり(社)日本旅行業協会会長及び(社)全国旅行業協会会長に対し、会員の旅行者に対して、周知徹底されるよう依頼したところですが、貴都道府県におかれましても両旅行業協会非加盟の第2種、第3種旅行者に対して周知徹底されるよう、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

観光庁観光産業課 担当：中井

代表 03-5253-8111

(内線 27309)

直通 03-5253-8329

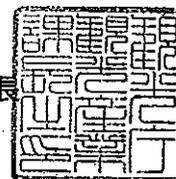


観産第628号

平成22年3月31日

(社) 日本旅行業協会会長 殿

観光庁観光産業課長



旅行業者が行うツアー登山の安全確保について

昨年7月16日、北海道トムラウシ山において、旅行業者が実施したツアー登山に参加した旅行者7名と山岳ガイド1名が死亡する遭難事故が発生しました。

事故の原因やツアーを実施した旅行会社及び同行した山岳ガイドに関する刑法上の責任等については現在北海道警察において捜査中と聞いておりますが、(社)日本山岳ガイド協会では「トムラウシ山遭難事故調査特別委員会」を設置する等、同種の遭難事故再発防止、及び登山の安全対策を提言することを目的とした独自の調査も行われており、観光庁においても旅行業、山岳ガイド団体、ツアー登山を多く受け入れる地方公共団体、学識経験者による「ツアー登山安全対策連絡会議」を設置し、ツアー登山の安全対策について検討を行ってきたところです。

「ツアー登山安全対策連絡会議」での議論や、先日公表された上記特別委員会の調査報告書に記載されている指摘も踏まえ、ツアー登山を実施しているすべての旅行業者に対し、ツアー登山の企画内容、実施体制、管理体制等について総点検を行い、確認の結果改善すべき事項があった場合は速やかに改善すること、及びツアー登山に参加する旅行者に対して、ツアー登山に参加する場合の注意点等について周知を図ることとしました。

つきましては、貴協会会員の旅行業者に対して、別紙について周知徹底されるよう、よろしく願いいたします。

【問い合わせ先】

観光庁観光産業課 担当：中井

代表 03-5253-8111

(内線 27309)

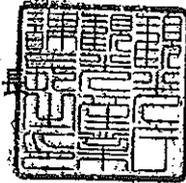
直通 03-5253-8329



観産第628号
平成22年3月31日

(社) 全国旅行業協会会長 殿

観光庁観光産業課長



旅行業者が行うツアー登山の安全確保について

昨年7月16日、北海道トムラウシ山において、旅行業者が実施したツアー登山に参加した旅行者7名と山岳ガイド1名が死亡する遭難事故が発生しました。

事故の原因やツアーを実施した旅行会社及び同行した山岳ガイドに関する刑法上の責任等については現在北海道警察において捜査中と聞いておりますが、(社)日本山岳ガイド協会では「トムラウシ山遭難事故調査特別委員会」を設置する等、同種の遭難事故再発防止、及び登山の安全対策を提言することを目的とした独自の調査も行われており、観光庁においても旅行業、山岳ガイド団体、ツアー登山を多く受け入れる地方公共団体、学識経験者による「ツアー登山安全対策連絡会議」を設置し、ツアー登山の安全対策について検討を行ってきたところです。

「ツアー登山安全対策連絡会議」での議論や、先日公表された上記特別委員会の調査報告書に記載されている指摘も踏まえ、ツアー登山を実施しているすべての旅行業者に対し、ツアー登山の企画内容、実施体制、管理体制等について総点検を行い、確認の結果改善すべき事項があった場合は速やかに改善すること、及びツアー登山に参加する旅行者に対して、ツアー登山に参加する場合の注意点等について周知を図ることとしました。

つきましては、貴協会会員の旅行業者に対して、別紙について周知徹底されるよう、よろしく願いいたします。

【問い合わせ先】

観光庁観光産業課 担当：中井

代表 03-5253-8111

(内線 27309)

直通 03-5253-8329

1. ツアー登山の企画内容等の確認及び旅行業者の実施体制・管理体制の確認

(1) 「ツアー登山運行ガイドライン」等の遵守

- ① ツアー登山を行う旅行業者は「ツアー登山運行ガイドライン」及び関係法令や関係官署からの指導等を遵守し安全確保に努めること。
- ② 緊急時には適切な対応を行えるよう、従業員やツアーに同行するガイドに対する研修等を通じて必要な情報提供や情報の共有を図ること。

(2) ツアー登山の企画内容の点検と確認

- ① 実施を予定するすべてのツアーについて、登山道、山小屋等の利用予定施設、避難ルート、緊急時の連絡手段の確保、必要な装備品の内容等について点検・確認を行うこと。
- ② 点検を行うにあたっては現地確認を基本としつつ、あわせて関係機関等からの情報収集を行うこと。
- ③ 一時避難を目的にした公共施設として登山者に開放されている避難小屋の利用にあたっては、施設の性格に配慮し、設置者の指示に従うこと。
- ④ 点検の結果、ツアーの日程・行程等に問題があると認められる場合は、募集前に改善を行うこと。

(3) 登山ツアーの実施にあたって

- ① 参加者募集にあたって使用するパンフレット等の記載にあたっては、旅行業法に規定する内容に加え、各ツアーごとに技術的・体力的な難易度、行程中の所要時間、必要な装備品等について具体的に記載すること。
- ② 夏山でも低体温症の危険があること等、目的地の特性に応じた危険情報を周知すること。
- ③ 社員以外の山岳ガイドが同行する場合には、保有する資格、登山に関する知識や技術、目的地でのガイド経験等について事前に把握し、目的地の特性に応じたガイドを選定すること。

(4) 登山ツアーの管理体制について

- ① 天候悪化等に伴う危険回避のための判断基準、添乗員（＝旅程管理者、以下同じ）や山岳ガイド等の引率者がいる場合の指揮命令系統・役割分担等について定めること等により、引率者が安全性を優先した判断を行うよう徹底すること。
- ② 緊急時の連絡や代替サービスの手配を円滑に行うために、ツアーごとに担当の営業所を定めること等により支援体制を整えること。

2. 旅行者への意識啓発

ツアー登山の安全を確保するためには、ツアー登山を企画・実施する旅行業者の意識を高め、ツアー登山の実施体制・管理体制を徹底させるのはもちろんであるが、旅行者の意識啓発の必要性も指摘されているところである。

については、登山ツアーに参加する旅行者に対し、別添によりツアー登山に参加する場合の注意点等について事前の周知に努めること。

「ツアー登山」を安全に楽しむために

平成22年3月
観光庁

どんなに気を付けていても、登山では、登山道での転倒や滑落といった不慮の事故や急な気象の変化等による遭難事故に巻き込まれることがあります。それらの危険を回避するためにも、以下の事項を守りましょう。

1. 「ツアー登山」とは？

「ツアー登山」とは、登山をはじめトレッキング、ハイキング等を目的とした旅行をいいます。

「ツアー登山」を募集できるのは、観光庁長官または都道府県知事による登録を受けた旅行業者です。契約に際しては、営業所に掲示する『旅行業登録票』や旅行のパンフレットで登録番号を確認しましょう。

2. 旅行の目的地や日程・行程等ツアーの内容を確認しましょう

標高の高い山では天候や気温が急に変化することがあります。

契約に際しては、コースの難易度、登山道の状況や歩行時間等、自分の体力や経験にあった無理のないものを選んで下さい。

また、ご不明の点等は契約の前に、旅行を企画・実施する旅行業者にお問い合わせ下さい。

3. 必要な装備を確認しましょう

目的地に応じて旅行業者がお知らせする「装備品」を必ず確認し、忘れずに持参して下さい。

4. 健康・体調の管理に努めましょう

出発日が決まったら、健康管理や体調管理に努め、日々のトレーニングも欠かさないようにしましょう。

また、出発後であっても、登山に先立ち、体調に不良や不調を感じた場合には、速やかに添乗員や山岳ガイド等の引率者に申し出て下さい。

5. 引率者の決定には協力しましょう

「ツアー登山」は団体行動が基本です。

添乗員や山岳ガイド等の引率者は、安全確保や危険回避のために、登山の中止や途中下山を含めた判断・決定を行う場合があります。

個人の意見や希望を主張しすぎて、団体行動を乱すことのないよう協力して下さい。

6. 傷害保険に加入しましょう

「ツアー登山」の参加にあたっては、登山中の事故や捜索・救助にも対応した旅行傷害保険の加入をお勧めします。

詳しくは旅行業者に問い合わせましょう。

「トムラウシ山遭難事故調査報告書」の提言を受けての アミューズトラベル社の取組（同社HPから）

1 リスク・マネジメント等について

安全山行委員会は、企画を立案し販売する会社側と現場でツアーを実際に運営し挙げる、ツアーリーダーとの間に事故に関する危機管理に齟齬がないかを都度確認し、現場の実情を把握しつつ、安全対策に対する様々な方法の提案などを相互に協議する場として運営して参ります。

具体的には同委員会の委員を中心に、リスク・マネジメントの体制を整え、どうしたら事故を未然に防ぐことができるか。そのためには何をすれば良いのかに重点を置いてツアー内容を検証し、ツアーリーダーの意見が企画やツアー運営に今まで以上に反映できる体制を構築し安全登山を実践して参ります。

日ごろのツアー運営でも安全配慮を最優先させますが、万が一危機的状況下に見舞われた際は、現場ツアーリーダーは一体となり強い意志を持って参加者の安全確保を最優先に行動すべく、ツアーの中止や変更、あるいは延長せざるを得ない場合など、あらゆる手段を講じて参ります。また、ツアーリーダーが決定したツアーの中止や延長の判断を会社が尊重して行くことで、ツアーリーダーが精神的な予備日（自己裁量できる余裕）を持てるように会社としてバックアップいたします。

2 ツアーリーダー研修内容について（特に低体温症の研修）

当社の設立以来、現場において発生した事故は、滑落・転落等にもなう事故が殆どであり、当社が行うリーダー研修会は滑落・転落等のレスキューが主な内容で、他のリスクについての検証が十分になされていなかった点を深く反省しております。2005年に「低体温症」に関するレポートとその対策を掲示しましたが、その後は、山の緊急医療ハンドブック（低体温症も掲載）を配布して参りましたものの、具体的な低体温症についての研修は行っておりませんでした。ツアー登山における低体温症等の山での危機管理について継続して検証し、今後は研修会の必須項目として「低体温症」を取り上げて参ります。

3 ガイド（ツアーリーダー）の選定方法など

今回の添乗員、ガイド、サブリーダーともに経験豊かで実力を持ったスタッフを配置しましたが、結果として遭難事故となってしまいました。今後のスタッフの選定は「安全山行委員会」の委員を中心に執り行い、リスクなプランにおいては、危機対応の力を中心に歩行クラスや山の難易度に応じたツアーリーダー（ガイド）選びを今まで以上に慎重に選定いたします。

また、ツアーリーダー同士の打ち合わせを徹底し、天候やルート上の危険に関する共通認識、旅程上の問題、参加者の個人情報共有し山行の危急時に対応いたします。各々のツアーでは、ツアーリーダーの中から「山行責任者」を選定して山行中のリーダーをお客様とスタッフに明確に分かるようにいたします。

（補足）

ツアー全体の責任者は添乗員であることには変わりありませんが、山中ではガイドの判断が優先されるため、山行中のリーダーの明確化が必要です。そこでツアー毎に「山行責任者」（ガイド）を指定し山中での責任者を明確にします。山行責任者は山行前に、本ツアーのリスクについて参加者に事前説明を行います。

添乗業務を兼務するツアーリーダーには旅程管理主任者資格の取得を義務付けます。

4 気象判断について

当社催行のツアー登山において、天候不良によってツアーの延泊、変更、登頂断念による下山という事態を余儀なくされたケースは、2008年からトムラウシ山遭難事故前（2009.7.15）までの間、ツアー本数にして47回以上ございます。その殆ど全てが現場ツアーリーダーの判断でおこなったものです。かように当社では、「想定外の悪天になった場合は、添乗員は他者の行動に惑わされずツアーの中止や停滞など顧客の安全を最優先して判断すること」との規定を念頭に安全の確保に努めてきた経緯にありますが、具体的な判断基準としては不十分ではないかという反省から、山岳気象予報専門の「メテオテックラボ社」と2009年8月6日に契約を交わし、すでに天候判断の基準として利用しています。利用方法としては、現場ツアーリーダーはツアー出発前に天候の推移を確認し、山行時にもメテオテックラボ社と直接交信し天候の推移に関しては細心の注意を払うことに努めます。

5 予備日について

今年度より予備日付のツアーを設定しました。予備日付以外のツアーでは、全てのツアーが予定通りに進まない場合があることを参加者に十分ご理解いただき、その意味において「全てのツアーに予備日（日程の延長）がある」と啓蒙してまいります。現場ツアーリーダーには「安全登山を全てに優先させます」との会社理念を徹底させ、その結果としてツアーリーダーの裁量に基づく判断（延泊や途中下山など）については、参加者にご理解を賜りますように会社としてお願いをしてまいります。

6 避難小屋利用（テント泊）など

避難小屋の持つ社会的機能を尊重し、これを利用することを折り込まず「テント泊」と明記します。テント泊ツアーでは「衛星電話」を携行させ連絡体制を確立し、ラジオを携行させます。停滞などに備え予備食料の持参などを旅程表に明記します。さらに、テント泊ツアーではお申し込みから出発までの間に申込者に適宜連絡をおこない、テント泊に伴うリスクを伝えて理解を求め、又山行歴をヒアリングするなどして申込者の体力や技術並びに必要とする装備を予め確認させていただきます。

また、ほとんどのツアー登山では、通常数時間～半日程度、携帯電話（衛星電話を含む）が通じないリスクがあることを参加者にご理解いただくように啓蒙して参ります。

7 顧客管理や申し込み基準等について

ツアーリーダーはツアー終了後に参加者の歩行基準を検討し、目的の山に見合った体力や技術が不十分と思われる顧客の情報を安全山行委員に集約させ、その顧客の体力や技術に合ったツアーを提案していきます。さらに、登山に役立つ日常のトレーニング方法なども日頃から啓蒙して参ります。

また、当社のツアー参加基準では、体力度★4と技術度★3の参加年齢は70歳以下とし、体力度★5と技術度★4の参加年齢は65歳以下で募集しております。今年度からは、難所、長距離・長時間、高山病などリスクの高いツアーでは、募集パンフレットに「リスクマーク」を表示し危険箇所の具体的な注意を促します。

※本文中の「ツアーリーダー」とはガイド（山行中のガイド及び山行責任者）、添乗員（ツアー中の総責任者／旅程管理資格者）、サブリーダー（ガイドや添乗員のサポート）等の総称でツアー中のスタッフすべてを指します。

ツアー登山を企画する旅行会社に対する聞き取り結果について

長野県観光企画課

○ 調査日	平成22年12月14日（火）、15日（水）
○ 調査対象	大阪市内のツアー登山企画旅行社3社
○ 調査方法	担当者と面談

1 ツアー登山の内容について

	A社	B社	C社
① 主なツアーの内容は。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近県の日帰り登山。 ・ 海外登山。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近県の日帰り登山。 ・ 北海道、東北、尾瀬など。 ・ 鎖場等の上級コースは設定しない。 ・ 最大30人くらいまでとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登山よりもハイキングが主流となってきている。 ・ 15~20人のツアーが多い。 ・ 価格が上がっても少人数の方向で企画している。今後は日程にも余裕を持たせたい。 ・ 安全性を考慮し、登山の夜行バスツアーは設定しない。
② 長野県内ツアーの内容、人気コースは。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北アルプス、南アルプス、八ヶ岳。 ・ 参加人数は、4人から最大28人。 ・ 槍ヶ岳、穂高岳が人気。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北アルプス、北八ヶ岳等 ・ 八方、唐松岳、柵池等白馬方面が人気。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北アルプスと北信が多い。 ・ ネームバリューのある山を選定。 ・ 南アルプスは、山小屋の設備等を考慮し、企画していない。

2 参加者について

	A社	B社	C社																															
① 参加者の状況は。	<ul style="list-style-type: none"> 50～60歳代女性が多い。 初めての参加者は中級レベルまでとしている。 中級+以上の商品には、自社ツアーの参加履歴で参加の可否を決定。自己申告は不可。 登山歴の申告書の提出を求めている。 <table border="1" data-bbox="472 826 875 1189"> <thead> <tr> <th colspan="2">クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入門</td> <td>上級</td> </tr> <tr> <td>初級</td> <td>上級+</td> </tr> <tr> <td>初級+</td> <td>熟達</td> </tr> <tr> <td>中級</td> <td>熟達+</td> </tr> <tr> <td>中級+</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	クラス		入門	上級	初級	上級+	初級+	熟達	中級	熟達+	中級+		<ul style="list-style-type: none"> 60歳代が多く、その8割が女性。 若者はほとんどいない。 グレード4以上は、自社のツアー参加歴で可否を決定。 <table border="1" data-bbox="1037 826 1388 1189"> <thead> <tr> <th>グレード</th> <th>レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>入門</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>初級</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>中級(一般)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>中級(健脚)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>上級</td> </tr> </tbody> </table>	グレード	レベル	1	入門	2	初級	3	中級(一般)	4	中級(健脚)	5	上級	<ul style="list-style-type: none"> 全体の約7割が60歳代の女性。 約1割が75歳以上の者。 中級B以上のコースは、過去1年間の登山歴と健康状況の調査をし、参加の可否を決定。 <table border="1" data-bbox="1682 826 1886 1251"> <thead> <tr> <th>レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入門</td> </tr> <tr> <td>初級A</td> </tr> <tr> <td>初級B</td> </tr> <tr> <td>中級A</td> </tr> <tr> <td>中級B</td> </tr> <tr> <td>上級</td> </tr> </tbody> </table>	レベル	入門	初級A	初級B	中級A	中級B	上級
クラス																																		
入門	上級																																	
初級	上級+																																	
初級+	熟達																																	
中級	熟達+																																	
中級+																																		
グレード	レベル																																	
1	入門																																	
2	初級																																	
3	中級(一般)																																	
4	中級(健脚)																																	
5	上級																																	
レベル																																		
入門																																		
初級A																																		
初級B																																		
中級A																																		
中級B																																		
上級																																		

3 山岳ガイドについて

	A社	B社	C社
① 山岳ガイドの人数の基準は。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ツアー登山運行ガイドラインのガイドレシオに沿ってる。 ・ 山小屋泊のツアーは、参加者数に関わらず、最低2人のガイドを付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ツアー登山運行ガイドラインのガイドレシオに沿っている。 ・ 例えば参加者15人の場合、ガイド1人と添乗員1人。 添乗員は、登山に詳しい者を選定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ツアー登山運行ガイドラインのガイドレシオに沿っている。 ・ 山岳ガイドと添乗員による。
② 長野県内ツアーの山岳ガイドの資格基準、依頼方法は。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難所は長野県内の登山案内人組合に依頼。それ以外は、自社の、登山に詳しい添乗員。 ・ 案内人組合は、基本的には有明案内人組合に依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長野県内のツアーは、やまたみや白馬案内人組合に依頼。 ・ ホスピタリティの面からは、組合に依頼するよりも知っているガイドに直接依頼したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本山岳ガイド協会資格を有する地元のガイドに依頼。
③ 信州登山案内人の認知状況は。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光案内業条例、信州登山案内人制度とも知らない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光案内業条例、信州登山案内人制度とも知らない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光案内業条例、信州登山案内人制度とも知らない。
④ 長野県内の案内人組合や案内人からの売り込みは。	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間数人あり。

	A社	B社	C社
⑤ ガイド料金は。	<ul style="list-style-type: none"> 山岳ガイド1人あたり3万円+α（交通費）。 添乗員1人あたり1万円。 	<ul style="list-style-type: none"> 山岳ガイド1人あたり3万円+α（交通費）。 添乗員1人あたり1万円。 	<ul style="list-style-type: none"> 山岳ガイドは全国的に3万円が基準。 個々の折衝もある。
⑥ 山岳ガイドに対する苦情は。	<ul style="list-style-type: none"> なし。 	<ul style="list-style-type: none"> セクハラ之苦情あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドの判断で登山を中止した際に苦情あり。 ガイドの品格、もてなしについて苦情あり。

4 その他

	A社	B社	C社
その他	<ul style="list-style-type: none"> 若い人は新聞を読まないのので、新聞広告だけでは集まりにくい。ネット広告に力を入れている。 ツアー終了後、報告書をまとめて状況を把握している。 	<ul style="list-style-type: none"> 客数に変化はないが、ツアー登山を扱う旅行会社が増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 採算性よりも安全性を重視。 山岳専門気象予報会社と契約し、情報を得ている。 3ヶ月に1回、担当者と山岳ガイドとで会議を開催。